

地方行政委員會議錄第六十二号

(1011)

昭和二十七年六月五日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事河原伊三郎君 理事野村專太郎君

理事吉田吉太郎君 理事床次 徳二君

理事門司 亮君

池見 茂隆君

門脇勝太郎君

佐藤 親弘君

前尾繁三郎君

藤田 義光君

立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席政府委員

国家地方警察

本部警視長

(警備部長)

委員外の出席者

参考人(神戸

市警察長)

参考人(日本勞

働組合総評議会

法規対策部長)

参考人(東京都

労働組合連合会

執行委員)

参考人(全日本

産業別労働組合

会議議長)

専門員

有松 昇君

専門員

長橋 茂男君

六月五日

委員森山欽司君辭任につき、その補
欠として金塚孝君が議長の名で委
員に選任された。

本日の會議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案(内
閣提出第二一九号)

集團示威運動等の秩序保持に関する
法律案(内閣提出第二三六号)

参考人より意見聴取の件

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

警察法の一部を改正する法律案及び

集團示威運動等の秩序保持に関する法

律案の兩案を一括して議題といたしま

す。昨日に引続きまして、参考人の方

方より御意見を承ることにいたしま

す。

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

警察法の一部を改正する法律案及び

集團示威運動等の秩序保持に関する法

律案の兩案を一括して議題といたしま

す。昨日に引続きまして、参考人の方

方より御意見を承ることにいたしま

す。

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

警察法の一部を改正する法律案及び

集團示威運動等の秩序保持に関する法

律案の兩案を一括して議題といたしま

す。昨日に引続きまして、参考人の方

方より御意見を承ることにいたしま

す。

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

警察法の一部を改正する法律案及び

集團示威運動等の秩序保持に関する法

律案の兩案を一括して議題といたしま

す。昨日に引続きまして、参考人の方

方より御意見を承ることにいたしま

す。

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

ます。なおこの御意見は全部會議録に

掲載することといたします。

それでは神戸市警察長古山丈夫君に

御意見を伺うことにいたします。古山

丈夫君。

○古山参考人 それでは申し上げま

す。かような席には初めてでありまし

て、実は何か項目を示してお尋ねに

お答えをいたすようなことになるので

はないかというふうに予想して参りま

したので、とりままとめて系統立てて

いうこともいたしかねるかと思ひます

が、ごく要點だけをわかりよく申し上げ

たいと思ひます。お尋ねの點は、二

つの法案に対する所見ということのよ

うでございますが、先に警察法の一部

を改正する法律案について申し上げます。

結論から申し上げますと、私は現

在提案になつております改正につき

ましては、賛成いたしかねる、反対で

ある、こういうふうに申し上げます。

得ないものであります。と申し上げます

は、一點は、国家地方警察本部長官な

いは東京等の特別区の警察長の任免

権を總理大臣の手に移そうという案の

ようであります。これにつきまして

は、私も公として公安委員會の制

度、自治警察の制度、これは考え方

によつては非常に進歩的なものであ

り、民主的なものである、その間に

きましてはいろいろ考えなければなら

ぬような問題もありません、当初実施

されたときにおきましては、当時の国

民感情ないしは従前の警察に対する観

念と、相当かけ離れておつたというこ

とのために、しよつちゆうこれが行き

過ぎではないか、何らかの機会にあつ

てもどきさせる必要があるのじやないか

という考え方がつきまといつておつた

うに、私も初めは見えるのでありま

す。また私も当初そういうふうにか

えたこともあつたわけでありまして、

の後次第にこの制度が落ちついて参

ておりました、現在におきましては順

調に育つて行きてつとあるというふう

に考える次第であります。従つてこれら

の制度が、どうしても逆もどりをしな

ければならぬ具体的必要が治安面

からあります。現在国家地方警察本部

長官ないしは東京都の警視總監の任

権が公安委員會にあるために、治安上

非常に困つた問題が出ておるとい

は私も何ら感ぜざるを得ないのであ

ります。といたしましては、この必要

はない。必要がなければ何を好んで進

歩的な方向に向いつつあるものを引き

もどさなければならぬ必要があつた

か、かように考えるわけでありま

す。それからそれにつけて加えて警察の立

場から指示権について申し上げます

が、國家秩序の維持に関する大きな問

題につきまして、政府において十分こ

れに関心を払い、何らかの責任を持

たなければならぬというお考え方に

対しましては、私も何ら反対する理

由はないのであります。ただししな

がらその政府が関心をもち、ないしは

努力しなければならぬ點は、どこに

あるかということをおわれ、の立場か

ら申し上げますと、警察というものは

一面において法規をはつきりしていた

きたい。現在いろいろ治安立法とい

うものが考えられておるようござい

ますが、むしろこの線までは治安の維持

上必要があるのか、この程度のこと

は国民もやつてもよろしいが、これ

先はいかぬ、それより先に事が起つた

場合は、警察が取締りをすべきだとい

う、そういうふうな警察の職責をは

つきりしていただくように法律によつ

ていただく。政府がわれ、にや

つていただくことが、指示として一

力強いものであり、それを明確に適切

な線できめていただくということが一

つ。

それからもう一つは自治体の警察が

困つていますのは經費の點であり

ます。この点におきましては平衡交付金

その他によつて、一応の措置は考へら

れておりますが、實際は警察で使うだ

けのものがまわらない。そのために自

治体としては非常に財政上苦勞いた

しておるにもかかわらず、警備關係の事

象はさらに頻りにおぼろ、こういう状

況にあるのであります、少くとも國

家の秩序維持に要する費用、この点に

ついて國が御関心を持たれますなら

ば、それに要する費用を支出して

いただく。法規を明確にしてください

だ。これが警察自身を充実し、強化し治安

に支障なからしめる上の必要な点であ

ります。その点が等閑視されまして

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

その他の点に、たとえば、組織、機構の問題でありますとか、任免権の問題でありますとか、こういうようなことに走るといふことは、警備の実際の充實強化ということからいいますと、いゝわば方向が違つてはいないか、私どもはかような考えを持っております。

〔委員長退席、吉田委員長代理着席〕

従いまして指示権につきましても、現在のような広汎な治安上必要があれば指示ができるというふうなことであります。それがどういふ範囲に行くものか、われ／＼ちよつと想像がつかぬわけでありまして、むしろ法例をつくり、その法例の解釈を一定する、こういう線政府としては御努力をお願いしたい。それを末端の個々の事象についてそこはどうか、これはさしとめようというふうな個々の指示が参つて来るというふうなことであります。これは、これはかえつて警備の実施を混乱させることになりまして、これは自治体の警察長の仲間では、ちよつと極端のようでありまして、かりにどこその自治体の警察長はどうもやり方が気に入らぬ、治安上おもしろくないということになりまして、治安上必要だからあの警察長はやめさせたらどうかというふうな総理大臣の指示さへもできるんじゃないか、今の條文のままを広く拡張解釈されるならば、こういうことを仲間の間には言ふものすらあるのではありません。これとても非常に極端のことを言うようでありまして、現在の警察法の改正案自体が今の法規の強化、経費の点を二の次にいたしまして、まず警察官、警視總監の任免権に触れておりますが、これは悪意があつてのこととはむしろ考えないものであります。まずそういうふうに行くとすることは個々の自治体で事が起ります。また治安上の必要から公安委員会に警察長の罷免を指示しようということに行かぬとも限らぬ。そうしますと公安委員会制度ないしは自治体警察制度の根本をくつがえすということにもなりかねぬのであります。そういう今のように広い漠然とした範囲で、総理大臣が指示権をお持ちになるというふうなことは、まことに困ることである。むしろ先ほど申し上げましたような、法令の強化ないしはその解釈あるいはそれに伴つて運営の一般の方針を定める、こういうことについて政府は関心を持つて行くべきである、かように考えるわけでありまして、従つて東京都にのみ経費の一部を国庫が支出することができるといふ道を開かれておるのであります。これとても経費の問題としては、全般的に治安維持上必要な国家的な仕事についての警察の費用は持つてやる、その点において警察を強化して行く、こういうふうにお考え願うべきであります。東京都の警察のみが経費を支出されるということとは、何か任免権ととりかえのような妙な筋の通らぬかつこうのもの、私ども考えるわけでありまして、以上とりとめない形になりましたけれども、一応の意見を申し上げたいと思ひます。それから集団示威運動等の秩序保持に關する法律案でございますが、この法案はこれまで各自治体ごとに條例をつくつて、いわゆる公安條例をつくつて、いゝわゆる公安條例をつくつて、私ども神戸市におきましても、

神戸市條例によつて取締りをいたして参つております。ただ同じならこういふ事柄については、各自自治体がばらばらにそれ／＼の條例をつくり、またその條例間に多少のきぼがあるとうことよりも、一本の国会の意思により、法律としてつくつていただくことが至当であるというものが、われ／＼のかねてからの主張であつたわけでありまして、それが実現せられる形に相なりまして、私どもとしてはこの法案につきましても、きわめてけつこうというふうな考えを申すわけでありまして、ただしいて申しますならば、現在神戸市の條例におきましても許可制をとしております。その他の点におきましては現在の法案が、むしろ現在各地に実施せられておりますものよりも、取締りの実施の立場から申しますと、多少後退をいたしておるというふうな点も見受けられるわけでありまして、それらのこまかい点は別として、大筋といたしましては私はかか形において、こういった問題は処理せらるべきものであるというふうな信じますので賛成であります。以上であります。

○吉田委員長代理 次、参考人長谷部徳助君。

○長谷部参考人 私は日本労働組合総評議会法規対策部長としております長谷部でございます。私どものやつてゐる運動の立場から、特に労働組合運動という立場から、最初に集団示威運動の秩序保持に關する法律案に対して、意見を申し上げたいと思ひます。

今回政府が提出いたしておりますところのこの法案は、現在各府県市町村ごとに行われておりますところのいゝ

ゆる公安條例を国の法律として中央一本に強化をはかるうとするところに目的があるやうであります。元々この公安條例なるものも、昭和二十五年六月当時の総司令部当局より集會デモ等の制限に關する指令をされて以来、各地方において逐次制定されて來てゐるものでございまして、当時これらの地方公安條例の制定の際にあたりましては、各方面から現行憲法の第二十一條の言論、集會、表現の自由並びに同じく憲法の二十八條にありますが団体交渉権を不当に制限するものではないかというこで、憲法違反という論議がはげしく闘わされておつたわけでございます。現に昭和二十四年におきましては、佐賀市のこの條例に対する福岡高裁の違憲判決や、あるいは最近におきましては、昨年十月の京都の円山事件におきましますところの京都市公安條例の違憲判決等が、事實問題として示しておるところでございます。このように問題の多く含まれておるものを、いまだ條例として制定してない多くの地方も含めまして一本化して、国の法律とするというふうなことにつきましては、何といたしまして私どもの納得の行かぬところでございます。公安條例の制定の状況一覽表を見ますと、現在では、全国でむしろこれらの條例をつくつていない所の方が多いうでございまして、これは、当然、その地方におきましては治安上において必要のないことを証明しているものではないかというふうな考えられま

す。それであるにもかかわらず、どうしてこのようなもので、一律に規制しようとしたましますならば、少くともこのやうな法律が、その目的とする公衆の生命、あるいは身体、または財産に對して、どのような直接の危険を及ぼすかという事實認定のできるやうな客観的な証拠を議會に提出して、國民にひとしく知らしめる必要があるのではないかと、いゝわゆるに考えられます。そのやうなこともなされずいたしまして、急速に法律をつくり上げてしまふというやうなことにつきましては、あまりに國民に對しまして親切さを欠いておるものではないかというふうな考えられるわけでございます。現在集団示威運動等は、労働団体が最も多く行つておりますし、むしろ労働組合だけがやつておるものではないかというふうな申しもして、過言ではないやうに考えられます。このやうに労働者大衆は権力も持たず、また財力もなく、みづからの生活を守ろうとする意思の表現は、集會やデモによるのはかそれだけに、よりこの法案の成否に對しましては重大な関心を持つておるわけでございます。以上のような観点からいたしまして、この法案に對する具體的な問題点について、少く意見を申し上げたいと思ひます。

第一点といたしましては、法案の第五條の第五項あるいは第六條の第三項等におきまして、公安委員会は集団示威運動等の届出に對しまして、時間を定めて補正することの権限を定めております。この点につきましては、最も私どもの危懼をいたすところでございまして、これは過去の條例にもあつたところでございまして、デモコースや集會の実施場所に對する補正勧告でございます。元來、デモといつたやうなもの、一般國民に對する示威であり、

強力な意思の伝達表現方法でござい
す。従つて、より多くの市民に見ても
よい成果を来すゆえんでございます。
そのような観点から、やはり実施する
場所といたしまして、適当な條件に
合う場所を選ぶのでございます。こ
れが繁華街であるとか、あるいは交
通上云々であるとかの理由に基いて再
三変更を命ぜられ、その成果も半減し
ておるといふのが実情でございます。
なお本法案では、この権限を公安委員
会は警察関係者に委任することができ
るようになっておりますが、これで
行きまするならば、さらに現在より激
しい弊害が生れるだらうと憂慮される
ところでございます。

さらに第二点といたしましては、第
八條におきまして警察官の取締り権限
を規定いたしておりますが、このよ
うな認定権限を警察官にただちに與え
ておくといふことは、非常に乱用され
る危険が出て参るのではないかと
ふうに考えられます。具体的には、大
きな規模におけるところのスト破りに
備えるビケライン等は、ある場合にお
いては、この法律による届出云々を生
ずる等の問題が生ずるのではないかと
うふうに考えられます。過去におきま
してもこのような例はあつたのでござ
いまして、組合の争議行為自体にさ
え、制限が加えられるような重大な内
容を含んでおると思われます。このよ
うに、一、二の点を拾ひましてもな
な問題のある法案でありますし、
現在必要な地方にはすでに條例として
制定されておるのでありますから、
あえて何ら必要のないところの地方
まで包含をいたしまして、平地に波瀾

を起すような本法案の制定は、ぜひと
も慎重な御考慮を願ひたいと考へま
す。

その次に、警察法の一部を改正する
法律案について若干意見を申し述べた
いと考へます。平和條約が発効いたし
まして、占領という状態が終りますと
ともに、警察による治安確保の任務が
特に重大なつて来たことは、一般に
考へられるところでございます。た
び重なる学生と警察の衝突、あるいは
メーデーの騒擾、五・三〇事件などを見
ましても、だれしもただごとではない
といふような不安を感じるところであ
ると考へられます。しかしながらこ
れは、せつかく独立した日本の現在に
も将来にも、何か国民を抑えつけるよ
うな重苦しい不安が感ぜられまする
し、従つて、この種一連のごた／＼も、
そういう社会不安が小出しに正面に現
われつたところという本質的な問題を考
へねばならないと思ひます。これがや
はり今後の治安対策の焦点とならなけ
ればならないといふふうに考へるもの
であります。そこで、今後の治安対策
の上で最も大切なものは、国家権力的
な力であるよりも、常に国民の味方の
側に立ち、国民から信頼される力にな
るといふことではないかと思われま
す。今次改正案は、今申し上げました
ような観点からいたしまして、まづた
く道を行くような、国家あるいは地方
公安委員会の自主性をほとんど骨抜き
にいたしまして、すべての警察権を実
質的には政府が左右できるような結果
になるのではないかと恐れられるわけ
でございます。現行警察法におきまし
ても、国家非常の場合には内閣総理大
臣によつて全警察の統制ができるよう

になつておるのでありますから、将
来非常の事態があるだらうというよう
な一方的な想像に基いての、かつての
警察国家を再現させるような改正は、
深く研究する必要があるのではないか
と考へられます。特に最近では、国民
を暴力から守るべき警察官が、かえつ
てみずから暴力を振つていふような実
情が聞かれます。これを考へますと、あ
まりに政府と直結するような制度は、
いたずらに末端警察官をして、国家権
力を笠にして振りまわさせるような危
険が多くなるのではないと思われま
す。特に、破壊活動防止法の第二十八
條におけるところの、公安調査庁と警
察との相互における情報資料交換の規
定、あるいは、前に述べましたところ
の集団示威運動規制に関する警察官の
権限、さらには労働法におけるスト制
限等一連の政策を考へますと、本法案
の改正点におきましますところの、内閣
総理大臣における全警察の支配権限こそ
が、これら一連の諸立法のなめになる
ものではないかといふふうに考へら
れます。

以上のような諸点から、いたずらに
国民の中に仮想したものをつくり上げ
まして、神経質的な治安対策の強化を
はかることではなく、民主警察の将来
のあり方については、慎重な御検討を
要望申し上げます。私の公述を終ら
していただきます。

○金光委員長 次に河野平次君の代理
で鶴岡さんが見えになつております
ので、鶴岡秀三君にお願い申し上げます。

○鶴岡秀三君 東京都労働組合連合会
の執行委員をいたしております鶴岡
でございます。

今般提出されております集団示威
運動等の秩序保持に関する法律案並び
に警察法の一部改正法律案につきま
して、まず結論から申し上げますならば、
われ／＼は労働組合の立場から、また
民主主義を守るという立場から、絶対
反対をするものでございます。最近に
おきまして、特にサンフランシスコ講
和会議以後におきまして、政府は破防
法あるいはその他の治安立法制定を策
し、また警察法あるいは地方自治法を
改悪いたしまして、中央集権的な方向
へ進み、さらに労働法の一部改正案に
盛り込んでおりますところの労働法改悪
の立場にいたしまして、あるいはまた
予備隊、保安隊の強化という立場に
いたしまして、これらはすべて一連
の反民主主義的な、あるいは反国民的
な立法政策であると思へるを得ない
ものでございます。その理由をいたし
ますところは、すなわち政府におきま
して、独立に伴う国内態勢の再編ある
いは整備と、こういう名前を用いてい
るようでございますが、その方向とい
たしましては、国家権力の集中であ
り、また国家権力の反動的な再編成で
あると考へざるを得ないわけでありま
す。このことは、本委員会におきまし
て、昨日も非常に討論されたところ
にございまして、地方自治法の問題に
いたしまして、いわゆる地方分権の制度
に反しまして、中央集権的な方法を明
らかにたどらうとして、と同時に
に、われ／＼労働組合に對しまして
は、いわゆる破防法さらに今般提出さ
れております集団示威運動取締法とい
うような形における弾圧政策、このこ
とは明らかに労働組合の、いわゆる労働
者の基本的人権を無視するところの

方向にあるものと、われ／＼は考へざ
るを得ないのであります。このことは
ただ単に国内政策の——このような問
題につきましては、国内的な問題はか
りではなくして、すなわちサンフラン
シスコ会議におけるところの政府がと
りました態度に基きまして、日本をし
て再び戦争への道を歩まされてゐるの
ではないかと危惧いたすものでありま
す。われ／＼の民主国家の基本として
考へられるものは、まず第一には、言
論、集会、結社の自由、すなわち憲法
第二十一條に保障せられたところの
言論、集会、結社の自由こそが、その
根本になるのではないかと、さらにまた
第十一條におきまして、これらのこと
が基本的人権として、最高不可侵の人
権である、このように規定されてある
のでございます。しかも先般提出され
ました破壊活動防止法案については、
労働組合のみならず文芸家協会ある
いは学術会議、新聞協会、弁護士連合会
等各種の団体におきまして、こぞつ
て反対いたしておるのでございま
して、このことはいふゆる基本的な言論
あるいは集会、結社の自由に対する
ところの一大脅威を感じてゐるからにほ
かならないのでございます。さらにま
たこれらの問題につきまして、公安調
査庁あるいは公安審査委員会によると
ころの介入、しかもそれがいふゆる
警察官憲と結びましても労働組合その
他の団体に対するところの介入とい
う形において現われて来る。このことは
組織労働者に対するところの大きな抑
圧であると思へるを得ないのでござ
います。

次にこの集団示威運動等の秩序保持
に関する法律案の各條につきまして、

述べてみたいと思います。この法律案につきましましては、昭和二十四年より各地におきまして公安條例の形において制定されましたものを一本化する、このように書いてあるわけでございます。この立法の根拠に對しましては、これが当初制定された際に、非常に問題になったことは御承知かと存じております。すなわち東京都におきましても、二十四年の十月に制定せられ、さらに二十五年の七月に改正されたわけでございますが、この基本的人権に對する根本的な考え方が、政府におきましては、あるいは一部考えが違つてゐるのではないかと、われ／＼は感ぜざるを得ないのでございます。その理由といたしましては、第一番に、この提案理由を讀みまして奇異に感じましたことは、「終戦後、集會、多衆運動等は、その正当な範圍を逸脱して犯罪を構成するに至つたときに、初めて刑法その他の法令によつて取締りを受けるのは、何らこれに對する規制の方法がなかつた」——これが當然なのでありまして、當然取締るべきものと考へてゐる考え方そのものに、非常に問題があるのではないかと思つてございます。われ／＼は必ずしも無秩序な、あるいは無統制な暴力的な集會あるいは示威運動を目ざすものではないでございます。われ／＼みずからがその示威運動あるいは集會につきましましては、自律的な自主的な統制を保つて行きたいと考へてゐるものでございます。このことが憲法に保障せられましたところの集會の自由であり、言論の自由であり、結社の自由に通ずるものでありまして、これをみだりに取締ることはできないわけでございます。この点に

つきまして、政府は公共の福祉という立場から、當然制限がせられると申しておりますが、この公共の福祉の考え方につきましても、昨年度東京都におきまして公安條例の違憲判決の判決文におきまして、明白に現れてゐるわけでございます。すなわち「新憲法下における基本的人権が侵すことのできない永久の權利として規定せられ、立法によつても濫りに制限されないものであることは、今更なる言を要しない。」「公共の福祉の見地から基本的人権を制限するは眞に止むを得ない場合においてこれに必要な最少限度に止るべきであつて公共の福祉を常に優先的なものと考へ右限度を越えて広範な基本的人権を制限するがごときは許されない」と判決いたしてゐるわけでございます。しかもこれらの集會につきましましては、一切の集會及び集會行進等におきまして、場所のいかんを問はず一切の集會示威運動取締りの対象に置き、無許可でこれを行うことを禁止し、なお違法行為に對しては刑罰をもつて臨む、このようなことは明らかに行き過ぎであると判決しておるのであります。このような立場から申しましても、この基本的人権に對するところの公共の福祉による制限というところにつきましましては、慎重を期さなければならぬと考へるわけでございます。

第二には、政府もその立場を一部認めてゐるのでございますが、この法案におきまして、必要最小限度の制約と書いてあるわけでございます。しかしこれはたゞ本法案が必要最小限度の法案であるかどうか、われ／＼は現実に過去数年間、集會示威あるいはまた集會の現場におきまして、またそれを主催する立場におきまして、大きな制約を受けてゐるわけでございます。

第二條におきまして、この法律は届出制を採用してゐるかに見えるわけでございます。この点は現行の東京都公安條例は許可制でございますので、一応形の上では届出制という進歩した形のように考へられますが、しかしこの「道路、公園その他の公共の場所」という解釈のしかたによつては、あらゆる場所がこれに含まれるわけでございます。まして、しかも現実にはこの「公共の場所」その他の理由によりまして、相当な制限を受けてゐるわけでありまして、しかも冒頭におきまして届出制を採用してゐるがごとき形をとつてはおりませんが、現に都の公安條例以上の苛酷な刑を科してゐるわけでございます。第三條におきましてその届出の様式におきましては、いわゆる取締りの便宜にのみ重点が置かれてある、ささいなことで重要なでないようなことまでも記載すべきようになってゐる。具体的に申しますならば、第四号の「集會示威運動等を実施の場所において統制指導すべき者」デモの指揮者でございますが、その届出を要するとか、あるいは参加団体別の予定人員とか内訳を届け出なければならぬ、このようなことは当初におきましては大よその予想はできるのでございますが、その当日におきまして相當な相違が出て来るのが普通でございます。しかもこれらの要件に違反した場合においては罰則がある、しかも苛酷な罰則がついてゐる。このようなことから考へましても、これは断じて届出制ではないと考へられるわけでございます。

次に第五條の補正命令でございますが、この点につきましましては二十四時間以内に補正命令を出すことができる。一定の時間内に補正されなかつた場合には届出がなかつたものとみなす、そしてそのあとに第九條には、届出のなかつたものについては苛酷な罰則がある、このような立場から考へましても、この補正命令というものが、どういう形でどういう方向に打出されて来るか、現実の問題といたしましては、これらの治安立法はつねに拡張解釈されるのが現実でございます。従いまして補正命令につきましても、もし惡意をもつて行われるならば、あるいはまた極度の拡張をされるならば、今後の集會示威運動等には非常にさしかえを生ずるわけでございます。

次に第六條の遵守命令でございますが、この遵守命令におきましては、具体的に遵守すべき事項を命ずることができ、従ひましてこのことから申しましても、はつきりこれは許可主義である。形は届出主義をとつてゐるが、現実には許可主義である。しかも具体的に遵守すべき事項を命ずることができ、そして最もその危険とされるところは第三項の「当該集會示威運動等の開始若しくは終了の日時若しくは実施場所の変更を命じ、又は参加人員の制限を命ずることができ。」これに濫用されますれば、あらゆる集會、あらゆる集會示威運動におきまして適当に変更がされる、しかも場所も人員も制限される、このような結果になることと思つてございます。

その次に第八條におきまして、このことは届出につきましても公安委員會に届け出るということになつておりますが、公安委員會からさらに警察長あるいは警察官あるいは警察吏員に指示を與え、あるいは権限を委任することができ、従つてその第八條の一項の末尾にありますところの「警告を発し、又はその行為を制止することができ。」とか、その次におきまして第二項の末尾に「当該集會示威運動等を解散させることができる。」このような條文を見ました場合には、われ／＼は過去の治安警察法的なものを多分に感ずるわけでございます。しかも多数が集まりましての集會示威運動等におきましては、そこにいたらずに警察官が介入することは、不必要な摩擦を生じ、しかもそこにいたらずに困難を誘致する危険が、多分にあるわけでございます。従ひまして、その当該集會におきましても、団体の自主性にまかすべきものである、そのように私は考へるわけでございます。ここにございまして、かの破防法におきましての組織に關する絶えざるところの調査、あるいは証人の喚問ができるということと相まつて、あらゆる集會には警察官が公然と介入ができるという規定がここにあることと存じます。すなわちまさにその違反に對する命令が行われようとする場合とか、こういうような場合におきましては、當然警察官がその場にいなければ発見することができないわけでありまして、この規定から當然あらゆる集會には警察官が介入するのだ、このように考へざるを得ないわけでございます。しかも先ほど申しましたように、無用な摩擦を極力避けようとするわれわれの立場からいたしますならば、そのようなことは望ましくないと考へざるを得ないわけでございます。

最後に第九條の罰則でございます。

が、このような法律におきまして、あえて罰則を規定する必要はないのではないか。しかも苛酷ないわゆる刑事罰でございす。第二項におきましては、先ほどの補正命令あるいは遵守命令に違反した場合には六箇月以下の懲役もしくは禁錮、これはどの公安條例におきまして、このような規定はございせん。非常に苛酷なもの、われわれは考えざるを得ないわけでございます。しかも第三項におきましては、情を知つて参加した者はすべて二千五百円以下の罰金に処する、従いましてこの法案の目的とするところは、必要最小限度ということではなくして、取締りの便宜に重点を置き、しかもこれに反する者は、苛酷な罰則をもつて臨むという考え方にあると思ふわけでございます。もとよりわれわれは無制限なあるいは暴力的な集会その他を了承するわけではございせん。このような立場からわれわれはいたしましては、団体の自主性にまかすべきものという考え方から、この法案には反対いたすわけでございます。

次に警察法の一部改正法案でございますが、この改正法案につきましても、三項目あると思ふわけでございます。第一には国家地方警察本部長官、第二には東京都特別区の警察長、すなわち警察総監をいずれも首相が任命するということ。第三には自治警につきまして首相がさしずをすることができるといふこと。こういう問題がございす。この警察法が制定されました当初の考え方につきましては、われわれは十分反省して見る必要があるのではないかと。すなわち警察法が制定されましたのは、一九四七年におきまして

このマツカーサー書簡に基くものでございす。そのマツカーサー書簡に基くところの基本的な考え方につきましまして、まず第一に中央集権的な警察機構をして地方分権的なものにする。すなわち国家地方警察と自治体警察を置く、この国家地方警察と自治体警察につきましましては、相互に対等であつて平等である。指揮監督すべきものではない、しかしながら事務上の連絡はできるといふ、こういう考え方に基いていゝるわけでございます。このことにつきて答えておきたいと思ひます。一般大衆の統制下に立つ行政長官を長とする高度に中央集権化された警察官俸制を設け、これを維持することは、日本の封建的過去においてそうであつたこと、近代全体主義的独裁制の顯著な特徴である。戦前十箇年間における日本の軍閥の最も強大な武器は、中央政府が都道府県をも含めて行使した思想警察及び憲兵隊に対する絶対的な権力である。これらの手段を通じて軍は政治的スパイ網を張り、言論集会の自由、さらに思想の自由まで弾圧し、さうして非道の圧制によつて個人の尊厳を墮落せしめるにいたつたのである。日本はかくてまづたく警察国家であつた。「極右たる」と極左たると問わす反民主的分子が人民の自由を警察テロの網の中に陥落せしめるような事態を再び可能ならしめてはならぬ。従つてこれらの警察法の基本的な問題につきましましては「地方自治の原則にのつて警察制度を完全に地方分散すること」にあるというわけでございます。こういう考え方に立つた警察法につき

まして、この際内閣総理大臣が自治体警察の長でありますところの警視総監あるいは国家警察の本部長官を任命制にするということは、すなわち平時におきまして首相が絶対的な警察権を掌握せんと考えているのではないであらうか。このことが日本をして再び警察国家の再現という形に陥らしめなければ幸いである、われわれは考えざるを得ないのでございす。しかもこの改正法案につきましましては、全国自治体警察公安委員会連合会におきましても、全面的に反対いたしているわけでございます。東京都におきましても、自由党が絶対多数を占めること、都議会におきましても、全会一致で自治体警察の長であるところの警視総監の任命制には、絶対反対をするという決議がいたされているわけでございます。

第二には、公安上必要な場合に、首相の自治体警察に対するさしず極でございす。実は「公安維持上必要な事項について」といふ、きわめて漠然とした広汎な言葉になつてゐるわけでございます。従いまして、もしこれが濫用されますれば、あらゆる問題につきましまして、いわゆる自治体警察、国家地方警察という根本的なわかれ方に対する非常な制限になるのではないかと。先ほど神戸の警察長の方が申されましたように、もしこれが濫用されますれば、人事の問題あるいは選挙等におきましても濫用されないとは限りません。このような立場から、このさしずにつきましましては限定すべきものであらうという御意見がなされましたが、われわれはいたしましては、これは自治体警察にまかしておくべきものであり

まして、ごく特殊な例外、大規模な内乱とか騒擾とか、そういう大規模な問題につきましまして、ぜひとも国家的な権力によらなければならぬという場合におきては、あるいは考えられるわけでございますが、その他のことについては、このさしずについては絶対必要がないと考えられるわけでございます。最後にもう一つつけ加えておきたいことは、この任命権については首相が掌握する。しかも現在におきまして、東京都の警察の財政的な裏づけについては、何ら国家は保障しておらない。本年度の当初予算におきまして、東京都の一般会計五百六十億に對して、警察費は七十四億を数えているわけでございます。パーセンテージにいたしましては大体一四％と考えているわけでございますが、これだけ膨大な金額が都民の税によつて支払われている、その自治体警察の長である警視総監について、首相が任命するといふ。府において負担するにございす。ところが過去におきまして、たとえば東京都は国会その他の重要施設の警備にも、相当な費用を投じているわけでございます。にもかかわらず、これが都民の税によつてこの都の予算においてまかなわれている。これらについて政府から補助されている金額は、ゼロに等しいという現実にあるわけでございます。こういう膨大な警察費、しかも定員も年々膨大化しつつあり、本年度におきましても約百億を数えるであらうと言われている膨大な警察費につきまして、われわれは勤労者の立場から反対いたすわけでございますが、さら

に都民の立場をいたしまして、これは都の予算によつてまかなわなければならない、このように考えているわけでございます。しかも一面において政府は任免権を掌握し、予算は大して補助しないという考え方は、非常に均衡を失するのではないかと。本委員会は地方行政委員会でございますので、このことについて最後に一言しておきますが、特に東京都のような場合におきましては、年々五十万からの人口が増加いたしているわけでございます。しかもこの五十万からの人口増加による交通、住宅あるいは水道その他の問題にいたしましては、現在の都民によつて支払われているところの都税によつてそれがまかなわれており、そして起債のわくといふものはきわめて限定されている。現在の都民の税によつて将来の都民のための施設がまかなわれているといふことは、きわめて不合理なものであると考えるを得ないわけでございます。従いまして東京都におきましては、これらの事情を勘案したところの相当な起債のわくを認めるべきではないかと、このように考えているわけでございます。

以上集団示威運動等の秩序保持に関する法律案並びに警察法の一部を改正する法律案につきまして、見解の一端を申し述べておきます。

○吉田委員長代理 この際委員各位に申し上げます。参考人の長谷部義助君は、所用のためお帰りを願ひなければなりませんので、さよう御了承いただきます。

次に参考人吉田資治君をお願いいたします。

○吉田参考人 産別議長の吉田資治で

ございます。

まず最初に警察法の一部改正の問題について意見を申し述べます。この問題はさきの破防法、それから労働組合法の改悪並びに今問題になつておりますゼネスト禁止法等と一連の、労働組合並びに民主運動を弾圧する法令の一端として、こういうものが出てくるという意味で、私どもは絶対に反対なのであります。大体ここに出ております要点は、権力を内閣総理大臣に集中するというのがその要点であります。先ほどからいろいろ御意見が述べられておりますように、たとえば警察の長官を天くだりに任命しておいて、自治体の運営というものはあり得ないのであります。形はなるほど一警視總監の任命であるかもしれませんが、事実上はもう自治体としての運営をまったくここで奪つてしまふ。これは最近問題になつております区長の任命制にも関連があるわけでありまして、こういう一連の形が出ておまして、態よく自治体活動というものを抹殺して、内閣総理大臣に権力を集中して、今の反動政策を実行しようというのであります。これがどんなに大きな害悪を流すかというところは、すでにあの無謀な侵略戦争を実施いたしました軍閥、反動勢力のやりました政策、政治がその成果を具体的に示しておるのであります。今さらこれを繰返す必要もないと思ひます。最近におきまして非常に参考になるのは、南朝鮮の李承晩政権のクーデターでございます。これは議会がどういふことをさめまして、もう議会の決議などは全然無視いたしまして、議員をどん／＼逮捕する、こういう形が現在出ておるのであります。なぜこう

いうことができるか。それは新聞にも出ておりますように、大統領が警察を動員いたしました。議会の包圍し、実力をもつて議会の権能を蹂躪するのであります。議員の皆様が、やはりこういうことが近所に起きている実例をよくごらんになつておく必要があると思ふのであります。單に形だけの警察長の官の任免というふうなことだけで済まない。こういうことは、とりもなおさずお隣りの李承晩政権のやつている條件をちゃんと備えるのだということ、このことをやはりわれ／＼は指摘しなければならぬと思ひます。従つて今問題になつておりますこういう警察法の改正というものが、ほんのわずかの法案の改正といふものが、どんなに大きな意味を持つか。現在日本が立つておる興亡の岐路に際しまして、再び過去に犯しましたあの大きなあやまち、戦争への道に転落する一つの大きな岐路になるという点を、私はここで指摘したいのであります。なお先ほどからも言われておりますように、日本の警察がいわゆる民主警察として運営されたものが、最近逆行をして来ておるということが、指摘がありまして、單に形だけの逆行ではなくて、現に警察そのものが、すでに特審を中心いたしました特高警察、政治警察がどん／＼復活いたしまして、そしてこれが法律を無視いたしまして、そういう活動が行われておる。いわゆる官憲の非法活動が着々行われているのであります。こういう官憲の非法活動をこういう形で合法化して行くということにもなるわけでありまして、私はそういう意味で、この法案がこういうふうな改正されるのに反対すると同時に、現在行わ

れている警察のそういう法律を無視した行為に対する制約というものを、ここに逆に問題にしなければならぬのではないかと。民主警察の本来のあり方に對して、私はむしろ現在の行き過ぎを是正することこそが必要ではなからうかと考えます。そういう意味で、この警察法の改正については絶対に反対をするものでございします。

それからなお集団示威運動等の秩序保持に関する法律案につきましては、同様な意味で反対であります。この提案の趣旨にも書かれておりますが、法務総裁の提案趣旨の中にも「申すまでもなく集会、表現の自由は、憲法によつて保障された基本的人権でありますから」云々というふうにして、ちやんと基本的人権であることを法務総裁は認めておいて出発をしておるのであります。公共の秩序を維持するため、こういう理由でこの問題が提起されておるわけでありまして、この点は非常に巧妙に提案がされております。しかしながら、先ほども鶴岡さんから御指摘がございましたように、裁判所におきましても、こういう名目で労働者の基本的な権利を奪うのは憲法違反であるという判決が、すでに出ておるくらいであります。そういう意味で、こういう憲法違反であるということが、はつきり示されたものをなおかつ法律にして出している。この法律自体は、やはりそういう意味では憲法違反であるということになるわけでありまして、ただここで弁解として言われるのは、これまで公安條例なるものは許可制であつた。しかし今度は許可制でなくて届出制なのだから、憲法違反ではない、こういう議論もあるようであります。けれ

ども、これも先ほど御指摘になりましたように、その條文の内容を見ますと、補正命令や遵守命令というものがあつまして、これはこういう條件がなければ、許可しないというところが裏づけになつておりますから、これは届出制という名前だけであつて、許可制と何らかのところが無い。しかもこれに對する警察の処置についてはつきり認めてあります。警察の見解によりまして集會を解散することができるといふふうに明確にされます。こういうことがはつきりしませんでも、現在の警察はどん／＼そういう行為をいたします。労働者の当然の権利としてストライキをやつて、集會を持つ場合に、これを公安條例云々をたてにしまして、ストライキをやつて集會を蹂躪するといふ事例が、幾らもあるものであります。まして、こういう法律で警察の権限を認めることといたしますならば、これはとんでもないことでありまして、實際警察の一存によつて、集會もデモ行進も蹂躪されるということは想像にたかなくない。しかもいわゆる実力で解散するといふ形になります。最近における五月一日のメーデー事件や、五月三十日における示威運動に對する警察の態度を見ますと、いわゆる実力でこれを解散し、粉砕するといふ態度であります。実力とは何かと申しますと、武装いたしておりますから、かしのこん棒でぶんなぐる、ピストルで撃ち殺す、催涙弾を投げる、こういうことが結局暴力になるのであります。こういう事例は幾らでもあります。五月三十日の板橋における岩之坂上交渉の襲撃事件といわれておりますのも、これをわれ／＼しさいに見ます場合に、新聞

の報道は、あらかじめ暴徒が武装いたしまして交渉の襲撃をたくらんだ、こういうふうにいわれておるのであります。ところが、事実調べますと、このときには、あの付近の日産化学の青婦人寮の前の広場で整然と集會を持ち、決議をいたしまして、そうしてデモ行進を開始しておるのであります。ところが新聞によりますと、日暮里山という山の中で密談をしたということになつてゐる。日暮里山というのは、青婦人寮のお庭の山の名前でありまして、それを何か裏山に入つて密談をした、こういうふうにつち上げ、そうしてあたかもそこで襲撃の密談をこらして出て行つた、こういうふうにいわれてゐるのであります。ところが、この三百人のデモがずつと交渉の前に行きまして、交渉から八メートルのところまでハトツプいたしました。そして、そうして解散するという問題で出て、若干トラブルがあらふと、突然ピストルを撃つて、三人がたちまち死に、あと重傷者がたかさん出た。こういう事態ができた。ところが、この八メートル先で撃ち殺された労働者を交渉の前までする／＼引きずつて行つて、そして交渉の前で寫眞をとつておるのであります。これは意識的にそういうことをしたか、しないかはわかりませんが、ともかく交渉に襲いかかつて撃ち殺されたという印象を與えるような寫眞を掲げている。こういうことをいたしまして、今の裏山で密談をして襲撃したといふことを、全体として構成するようになつてゐる。こういうふうな、今のやうな法案がなくても、こういうことをつち上げて、労働者の当然の行為をこういうふうな弾圧するのであります。

すから、もしもこういう法律ができまして、そして警察の一存でこれを判断し、これに解散を命じ、これを弾圧するというのが許されますならば、これはもうこれまでやつて来たことを大手を振つてやるということになるわけであります。こういう意味で、私はこの集団示威運動等の秩序保持に関する法律案というものは、まったくこれまでの警察が法律を無視してやつた、そういう行為をむしろ隠蔽し、擁護して、そしてそれが合法的だ、これが正しいのだということを、この法律によつて裏づけようとするということになると私は考えます。そういう意味で、最初に述べましたように、当然の労働者の権利は、いかなる場合におきましても守られなければならない。従つてこういう法律をつくることは、私は絶対反対であります。こういう法律によつて労働者の憤激を抑え、もしくは鎮圧することでは、本来の目的は達せられないことは明らかであります。けさの新聞によりますと、緑風の宮城タマヨ氏のことが若干出ておりましたが、これによりますと、かつての裁判官宮城長五郎氏は、治安維持法によつて多くの青年をどのようにいじめたが、そしてその後のいわゆる保護運動に携つた場合に、悪法を減らすかといつて嘆いたということが出ておるのであります。これはこの問題とは別でありまして、これはこの問題とは別でありまして、治安維持法によつて、いわゆる国内の治安を維持し、そして日本の天皇を中心とした国策なるものを遂行することが、至上の使命であると称したこの行為、しかもその衝に當つた宮城長五郎裁判官をして、その自分のやつて来た行為に対して、悪法を

を減らすかといつて嘆かしめた。この事実を私どもは思い起す必要があるのではありません。こういう意味で、他の破壊活動防止法案その他を含めて、こういう一連の弾圧法は、絶対にこの議会において通すべきではなからうということを、一言私の意見として申し上げる次第でございます。

○吉田委員長代理 なお本日おいていただくことになつておりました石坂洋次郎君よりは、出席いたしかねるとの書面が参つておりますし、眞杉静枝君はお見えになつておりませんので、以上をもちまして参考人の方の陳述は全部終了しました。

これより各参考人の各位に質疑があればこれを許します。なお各委員の質疑の時間は、議事の進行上、なるべく五分間くらいで、お願いいたします。

○床次委員 集団示威運動等の秩序保持に関する法律案に關しまして、吉田さんと鶴岡さんにお伺いいたします。出制を建前としたしながら、第六條に、よりまして多分にこれが許可制度の傾向をとるといふように、お話になつておると思ひます。しかしながら第六條の中を見て参りますと、危険物携帯禁止、あるいは道路における蛇行進禁止、その他の問題でありまして、この問題は、ある意味から申しますと、当然守つてもらわねばならぬことだと思ひますが、皆さんの立場から申しますか、あるいは運動をなされる立場からいまして、第六條のごとき事柄を運動参加者に守らせることが、主権者として非常に困られるかどうかという点について伺つてみたいのであ

ります。むしろ第六條のごとき規定は禁止事項になつておつて、参加者があらかじめ心得ている方が、主権者としてやりやすいかと考えられるのであります。あるいは主権者自身が参加者に対して、これだけの注意を遵守すべきことを命ずるという手続は、實際上にとり得ないということになるかもしれません。主権者としては、かかる第六條に規定されているような責任は負えないというお考えもあるかもしませんが、この点いかうにお考えになつておられますか、ちよつと實際運動に關係しておられる立場から、第六條のさうな取扱ひについての御意見を伺いたしたいと思います。

○吉田参考人 お答えいたします。この問題は、私も大衆行動をする場合には、自主的にこういう問題については規制をする習慣になつております。従つてこういう法律で取締られる立場において、こういうものを法律によつて規定されることは、労働団体、その他の民主団体の自主的行動というものを制約する、その活動の自主性を蹂躪するという立場で、私も反対なものであります。こういうことは法律で云々されなくても、われわれの大衆団体というものは、自主的にこういうことについては規制をいたしますから、そういう意味でこういうことについて必要ない、こういうふうな考へております。

○鶴岡参考人 ただいまの御質問でございますが、原則としては、われわれはいわゆる一般の通行人の妨げになるような、あるいはまた非常に自由を妨げるような行動は、われわれとしても極力慎んでおるわけでございます。し

かしながら實際問題におきましても、多少はそのようなことはとられる。しかしそのこと自体が必ずしも、いわゆる刑法によるところの暴力行為取締令とか、あるいはその他の器物を破損した場合の法律とか、そういうものに触れない限りにおいては、そのようなことは社会通念として認められてよろしいのではないかと。そのような、いわゆる他の公益に大きな損害を與えるというような場合におきまして、初めてこれらのことは重要な問題になるかと思ひます。

○床次委員 大体参加者並びに主権者が、この第六條の趣旨については重々御承知のようでありまして、實際問題として、かかる危険物の携帯、あるいは道路における交通妨害等の事柄が起りやすいという場合におきましては、主権者としてこれをとどめる力があるかどうか。現在の集団運動におきまして、とうていいかかることは主権者の責任には負ひ切れないということになりますか、あるいは主権者として十分これは負ひ得るのだというお考えをお持ちでありますか、この点についてもう一回お答え願ひたい。

○吉田参考人 これは條件によると思ひます。終戦直後においては行われた大衆集会等におきましては、警察はほとんど出ておりません。このような場合には、そういうトラブルが起つておらぬのであります。その後警察がずつと出て参りまして、そして鉄かぶとをかぶつてやつて来るという場合になつて、初めてこういう問題が起きているのであります。従つて大衆集会をする場合は、これは単に大衆集会をするものだけを問題にするのは適當ではない

のであります。問題は、それに対して取締るという立場で、しかも武装してこれに対抗し、ある場合には挑発をかけるというふうな事態が間々起るのであります。その場合が絶えず生じますので、あるいは石を投げたり、あるいはプラカードで対抗するやうな事態が起るのであります。まして、危険物の携帯云々という問題については、これはもちろんこういうことがあつてはならないのでありますから、集会者がそれについて注意を要するのは當然であります。私はそういう意味で集会そのもののそのものについての現在の状態、警察官の取締りあるいはその対抗処置いかんというものが、こういう事態を引起して来るものになる、こういうふうな考へております。

○鶴岡参考人 大体たゞいま吉田さんからお答えがあつたのは、私も賛成でございます。その証拠には、メーデーが終戦後いわゆる皇居前広場におきましてたび／＼持たれておつた、その間におきまして大きな事故というものはほとんどなかつたわけでございます。ところが昨年以來その傾向が非常に露骨に現われて来たということを申し上げます。ならば、たとえばメーデー当日におけるところの会場の禁止問題とか、その他の一連の反動的なあるいは弾圧的な政策が、非常に労働者を刺激している面もあるのではないかと、そのようなことを自體が——これは新聞でちよつと読んだのでございますが、東独の首相が、たしか西ドイツの再武装の問題を連鎖反応という言葉を使つておられたやうでございますが、いわゆる連鎖反応に近い形のものだろうと私は思ふわけでございます。やはり一方的な責任

ではなくして、それらのことが相互に起つて来る、この連鎖反応の鎖をどこかで断ち切らなければならぬ。われわれは暴力を否定するといふ立場から、これを断ち切らなければならぬ。従つて主権者の側として、これらの方針をできるだけ避けようとする。しかしそこに結集されて来た人々の多数が集まつた場合におきましては、いわゆる群衆心理もある。そこに刺激するようないふところの鉄かぶとをかぶつた警官が多数並んでおりますれば、やはり何らかの対抗意識が出て来る、またそれに対してある程度現在の警察が、必ずしも民主的な形においてのみ行われていない、このやうなことが刺激をする、このやうなことが事態をよけい紛争せしめるものになつておるのではないかと、もちろんそれがすべてとは思いませんが、このやうな事態もその一面あるのだというところを、この際申し上げておきたいと思つておられます。

○吉田委員長代理 河原委員。
○河原委員 吉田委員長にお尋ねしたいのでありますが、ただいま床次委員の質問に対する御答弁におきましては、これは労働団体の自主性にまかしておいてもらへば、それでよいんだという御答弁であつたと思つたのであります。今までの実情、実績におきまして、労働団体の示威運動におきましては、すべて規律整然として何ら非議すべきものがなかつたが、これに對しては、いふやうなことが起つたのは、あつたのであります。はたして警察が先に挑発したことによつて、広範的に示威運動が脱線したのか、かようにお

考へであるか、あるいはまた労働団体の方にも百パーセントよいとは言えないが、これを刺激するやうな、警察の行き過ぎといふやうなものもあつて、両方相まつて激化した、こゝういふやうにお考へであるか、その点伺ひたいのであります。

○吉田参考人 私は大体において警察の反動的態度、刺激が中心になつたと考へております。それはたとえば昨年暮れに三越の店員諸君がストライキを起した。このときに、三越の諸君が東京のほとんどすべての労働組合の支援を受けまして、銀座と室町と新宿の三店でストライキをした。そしてビゲット・ラインを引きました。ところがこのときに警察はどういう態度に出たか、鉄かぶとをかぶつた武装警官を動員しまして、こゝういふビゲット・ラインを張ることは営業妨害である。だからこのビゲット・ラインを解け、そして入口をあける、そしてお客を入れ、ストライキ破りを入れようとした。もし入れないならば実力でぶんどるぞ、こゝういふ申入れをしておる。そしてこゝでは残念ながらあそここの入口をあけたのであります。ところが問題が、ストライキとは何であるか、ストライキとは営業をさせないことであらう、物をつくらせないことがストライキである。これは労働組合法によつて労働者の権利として法律で認められておる。その行為を営業妨害である、こゝういふ口実で武装警官を動員して罷業権を蹂躪しておる、こゝういふ事態です。これに對して労働者が当然の権利としてストライキ権を守ると、こゝういふ結果になるか。このときはたま／＼屈辱しまして、ストライキ権を蹂躪されておる。そしてあの入口をあけた

から、あそこは混乱が起きませんでした。室町の一部で若干混乱が起きたのであります。が、もしも当然の権利としてあそこを守つたといひますならば、当然警官は襲ひかかつたでしよう。〔まともな答えにやいかぬ、今までの実績はどうか〕と呼ぶ者あり。だからこゝういふ事例をお話しすれば、はつきりわかるのであります。こゝういふ事例でありますから、そこではつきりわかることは、こゝういふ警察の不当な事態に對して、労働者が正当な権利を守る場合に紛争が起る。こゝういふ事例がもうほとんど多数であつた、こゝういふやうに思ひます。

○河原委員 議会におきましても、公然と現在の日本は占領の継続である、こゝういふ観点よりいたしまして、現在の政府はアメリカ政府の傀儡政府である、これをぶつ倒すには実力行使以外にないといふやうなことを呼号されておられます。またこれと裏腹一体をなす行動が院外においても行われておる、こゝういふやうなことを御存じであるか御存じでないか、この点について伺ひたいと思ひます。

○吉田参考人 実力行使といふのは、きわめて広汎な意味を持つております。こゝういふことが言われていることを私も承知しております。ただ実力行使といふのは、私の理解するところでは、いふやうな形があると思ひます。これはストライキもあれば示威行進もあれば、あるいはその他のいふやうなものがあつておる。だからこゝういふ広範の意味で実力行使といふやうに、私どもは考へております。

○河原委員 政府転覆に通ずるところの実力行使を御存じであるかどうか、

この点に関する御見解を伺ひたい。

○吉田参考人 政府転覆の実力行使といふのは、私の今申しましたようにきわめて広範な実力行使といふやうに私どもは解しております。

○河原委員 広範な実力行使とは、こゝういふやうなものであるか、具體的に示して願ひたい。

○吉田参考人 それは、たとえば政府のそのやうな反動政策、いふやうな法案の制定、あるいは法を無視したこゝういふ労働者に対する圧迫、こゝういふものに對するあらゆる反対行為、あるいは大衆集會もありましようし、あるいは法律により裁判所で争う行為もありましようし、あるいはストライキもありましようし、いろいろな行為を含んでおると思ひます。

○河原委員 合法的な言論あるいは文書によるところの争ひは、実力行使の部類には入らぬと思ひますが、これも実力行使とお考へであるかどうか。

○吉田参考人 実力行使といふのは、こゝういふ意味でありましようか。私どもは解する意味は、こゝういふやうにきわめて広範の広いものと解しております。あなたの御質問になる実力行使といふのは、こゝういふ意味でありますか。

○河原委員 実力行使といふのは、すなわち合法的なものでないものをさすと思ひます。それでなければ特に実力といふことを用ゐる要がない。さらにそれらのことがデモなどと並行して行われておる。この議會における言論と社會の治安状況とが表裏一体をなす關係にある。こゝういふ点についての御見解を問うておるのであります。

○吉田参考人 よく意味がわかりません。合法以外のものを実力行使といふ

のは、私どもも理解に苦しむのです。私どもは理解するところでは、ストライキも実力行使であり、大衆集會も実力行使だといふやうに考へております。

○藤田委員 吉田さんにお伺ひします。吉田さんは現在産別會議議長でございますが、党の所屬は共産党と了解しておりますが、こゝういふやうに考へておりますか。

○吉田参考人 これはこの前にも例がありましたので、こゝういふ餘蘊について、お答えしないことになつております。

○藤田委員 實は、参考人としてお呼びしてゐる／＼証言を拜聴します際に、おきまして、党の所屬が非常に有力な証言の資料になります。われ／＼は、冷静にその証言から判断いたしまして、法律に對する態度をきめるわけですが、私の記憶違いだといけませんから、あなたのために、もしも党所屬がはつきりしておれば伺ひたい。たしか日本共産党に所屬されておつたと記憶しますが、所屬しておられたかどうか。これは言へることじやないかと思ひます。こゝから言つていただきたいと思います。

○吉田参考人 私は公然として外で活動いたしております。その点については皆さん周知の通りであります。この席上においてあらためてこゝういふ質問をされるのは、私は解しかねるものであります。こゝういふ特審の身分調べのやうなことに對しては、ひとつ御容赦を願ひます。

○藤田委員 實は、われ／＼は全國民の代表という立場から、これは特審といふやうなこゝういふやうな根拠でなく、過去においてはたしか所屬され

ておつたと思う。しかし現在はどうなつておるか知らぬ。そこで、現在を聞いておいた方が質問を継続する上において、非常に好都合じゃないかという事で伺ひしておるわけです。御答弁があれば拜聴しておきます。御答弁がなければやむを得ません。

それから集團運動に關しましては、從來組合側は自主的に統制をとつておるといふようなことを言われましたが、この自主的といふのはどういう意味でございませうか。組合の幹部が責任をもつて統制をとつておるといふ意味でございませうか。これをお伺ひいたします。

○吉田参考人 組合が主催して行う場合におきましては、組合の幹部がその責任を負います。

○藤田委員 法律に触れずして——具體的に言へば、警察あるいは検察庁の取締りの対象にはならぬが、一般大衆の公共の福祉に相当迷惑を及ぼすというやうなことがあつた場合、主催者たる組合の責任者は、どういふ責任をとられておられますか。過去の事例をこの際お聞かせ願ひたい。

○吉田参考人 そういふ事例につきましては、今私は記憶にありません。ただ、私どもは、一般の人たちに迷惑を及ぼすやうな事については、できるだけ避けるやうに努力はいたしております。

○藤田委員 去る一日のメーデーに際しまして、私も自分の乗用車に暴行を働かれた一人でありましたが、あのメーデーに際しましては、長谷部さんの所屬される総評からは声明が出まして、非常に遺憾の意を表せられたやうであります。が、産別としては、あの善後措

置に關しまして、何か声明でも出されたことがございませうか、どうか、ちよつとお伺ひします。

○吉田参考人 声明を出してありません。それは、あそこの人民広場の使用といふことは、労働者の当然の権利である。これは外国軍隊の練習場でもなければ、遊歩場でもない。日本国民の当然使用すべきものである。しかも、日本の国を背負つて立つ労働者の年一度の祝典に際しては、当然使用する権利がある。裁判所においてもこれを認めておる。従つて、あそこの人民広場を使用すべしといふ要請は、一部少数の者ではなくて全労働者の要望である。あの外苑前における大会の決議にも、その点はちやんとたわれておる。従つて、あそこへ行くといふのは、労働者としての当然の権利である。しかも、このことについて、翌二日の法務委員会において警視總監が、こゝういふ証言をしてるのであります。それは、外でとめるとはたに迷惑をかけるから、あらかじめあの中に誘導をして、しかる後に実力で解散をさせる方針であつたといふやうに言われておるのであります。そうして、私どもがいろいろ報告を聞きまして、そこにおいて、あそこに集合して、解散をするといふ状態のときに、警察の方で襲いかかつて来たのであります。従つて警視庁としては、あらかじめそういうふうな計画をしてあそこへ引入れて、実力で解散をさせるという状況になつておつた。そういうことで、あらかじめたたくらんでおつたことである。従つて、そういう行為に對して、労働者がこれを防ぎ反抗するのは、決して暴行とか騒擾とか称すべきことではな

くて、当然のことではないか。昔から振りかつた火の粉は払いのけねばならぬといふ言葉があるが、そういうふうな計画をして引入れて、労働者の当然の権利を暴力で粉砕するといふやうなそういう行為をこそ、追究しなければならぬのじゃないか。従つて、この騒擾事件の責任は政府、警視庁にある。私どもは今そういう声明をいたしております。

○藤田委員 メーデーの宮城前の事件についての警視總監の証言に關しましては、疑は組合のごく一部の者が、これは組合としてではなく、ある手段として前もつて計画があつた。ところが警視庁においてはそういう計画は知らなかつた。そこで、事態收拾のための戦術といひますか、方法として、まず中に入れて鎮圧しようといふ戦術を警視總監はとつた、しかもその当日あの大騒ぎが起きてからとつたといふやうに、私は了解しております。事態收拾の方法としてやつたのであつて、前からそういう作戦で、もし暴動が起きた場合にこそそういう措置をとらうといふ計画ではなかつた。ところが一方、組合のごく一部の過激な分子たちが前もつてそういう計画をしておつたので、虚をつかれてあつてあゝいう手段をとつたといふやうに聞いております。

この点は吉田さんの証言と、多少食い違つた証言を拜聴しております。むしろそれが正しいのではないかといふことを、いまだに承知いたしておりますが、その点に關しましては、過去のことでございませうから、いろいろ申し上げる必要もないと思ひます。

それから、各地で保安條例的なものができておまして、これを集大成したのが、今回の集團示威運動法案でございませうが、私たちが冷静な国民の一人として考えます際には、こゝういふ條例あるいは法律が不当不法であるといふやうな場合におきましては、あくまでも議會を通じて、あるいは選挙を通じてその撤回を迫る。自分たち国民の意思を反映するやうな人を国会に送り、あるいは都議會に送つて戦えばよろしい。それを、組合が議會の論議を制約するやうな方法において——たとえば東京においては尊い犠牲者まで出して、保安條例の阻止をやられたやうでございませうが、こゝういふ方法は非常に非民主的で、しかも議會政治を否認するといふやうな誤解を起しやすい。吉田さんは組合の最高幹部でございませうが、經濟闘争を使命とする組合を、從來の方式で今後あくまで法案闘争にも動員される予定でございませうか。この点をお伺ひしておきたい。

○吉田参考人 從來の方式といふのは非常にあいまいでありますから、私はつきり申し上げておきます。労働組合の使命といふものは、言うまでもなく、労働者の團結の力で、労働者の生活の維持改善をするといふのが、本来の使命であります。しかしその使命を達成するために、たとへばこれを弾圧する法案が出るという場合には、これは對抗せざるを得ないのではないかと。従つてそれが政治問題であるからといふので、これを労働組合の活動の範囲外だといふ解釈は當らない。これは世界一般の共通觀念であります。従つてたとへば破壊活動防止法案といふやうなものが、名目は強盜、列車転覆、放

火、殺人といふものだけを取締るといふやうに書いてありますが、事實はそうではなくて、労働組合が取締りの対象になつておることは、もう明らかな通りであります。こゝういふことに對してわれわれがあらゆる手段をもつて對抗し、この法案の通過を阻止する幸に出ることは、労働組合本来の任務、生活の維持改善をするといふ建前そのものを、われわれが守つて行くためにはぜひとも必要であります。そういう意味で、こゝういふ活動をもあわせて今後活発に行きたい、こゝういふやうに考えております。

○藤田委員 あなた方がいわゆる実力をもつて闢けられました、東京都の公安條例を通過せました都議會議員といふのは、昨年の四月、改選になつております。これは吉田さんあたりの力によつて、昨年の四月の都議會議員の選挙等においては、組合の政治意識が向上いたしまして、おそらく都議會議員の圧倒的に皆さん方の代弁者たるべき人々が多数當選するだらうといふやうに、私たちが想像いたしておりました。が、結果としては、あなた方が一番反對される人が圧倒的に當選されておる。こゝういふ事實が、組合の從來の行き方に対して、一般市民の認識が全然顛倒しておるのではないかと、いわゆる組合内の問題だけであります。一般の大衆にはほとんど理解されてないといふやうに考えております。ところがたゞいまの御証言によれば、あゝいふやうなものはいわゆる組合の本質的な活動でもあるから、今後もどん／＼やつて行くといふやうな御証言がございまして、これは見解の相違でもありませんから、私は申し上げたくありません。

ん。

それからこの集団法に關連してお伺いしたいのは、憲法で保障された基本的な人権に対する制限という点は、まったく同感であります。しかし公共の福祉のために、それを制限することはやむを得ないのは、これは世界の通念である。が、ここで吉田さんにお伺いしたいのは、この法案に全面的に反対でございますか。あるいは届出の形式でありながら、実際上は許可制をとつておるといふ、接續的に法案の内容に關して反対の点がありますかどうか。全面的に反対であるかどうか。

○吉田参事 これは最初にも申し上げましたように、全面的に反対であります。

○藤田委員 吉田さん、非常に勉強していらつしやるようですから、吉田さんばかりに質問を集中して恐縮でございますが、全面的に反対とすれば、質問の箇所も全然ございせんが、全面的に反対の理由に關しまして、また私たちと大分違つてございますから、この法案を全面的に修正いたします、真にあか抜けした届出制をとつた場合は、どう御意見でございますか。あなたたちの意図するような届出制、つまり届出をすれば、その時問が来れば自由にやれるというふうな方式をとつた場合はどうですか。そういう意見も大分われ／＼の仲間にありますので、お伺いしたい。

○吉田参事 私はこういうものに根本的に反対なのであります。集会、示威というものが憲法に認められ、そして労働組合法に定められておりますこの権利を、何ら制約を受けること

なく、労働者が行使することが正しいことである、こういうふうに考えております。

○大矢委員 吉田さんと鶴岡さんにお尋ねします。この集団示威運動に対する法律案は、主として労働者を目標にできたことは御存じの通りであります。私のこれでは一番心配するところは、労働者の三権、団結権、罷業権、団体交渉権、このうちの罷業権は、最近非常に大規模な組織を持つておりますから、罷業をするときには、勢い相当数の人がこれに参加するもので、それに對していろいろ指示事項あるいは経過報告あるいはまたそれ／＼各団体の注意、激励等があつた場合に、こういう多人数での屋内集會といふものは事実上不可能であります。これによりまして、示威運動並びに屋外集會といふものを全部七十二時間前に、届出しなければならぬことになつてゐるが、これはほくらの想像では實際には罷業がやれないだらうと思つて、それで、これは単に行き過ぎた示威運動を取締り、それがないうようにするといふような説明をしておりますが、實際の取締りにあつては、この罷業権を非常に制約し、事実上できなくなるような危険があると私は思ふ。これは實際に日常経験されてゐる公述人は、そういうこととの支障がないと考へるか。これは實際上の争議にはやれない。單に激励といふのでなしに、交渉の報告であるとか、あるいは争議団に対する注意事項というものを幹部が伝達するにいたしまして、こういう集會は、屋外でやる場合には三日前に届出なければならぬ。それは労働組合法その他ができない以前の小規模な、自然発生的にで

きたような争議なら別です。このごろのように何万、何十万といふ、指令一本でただちにできるようないわゆる罷業権の行使にあたつては、これによつてほとんどできなくなるというふうな私どもは考へるが、それについてお尋ねします。

それからいふ一つは、こういう示威運動その他の集會は、これは自主的にまかすべきである、これも今申しましたように、数に限られた示威運動あるいは集會でありますならば、それは幹部によつて十分責任を持つて自主的にやれると私も、自分の経験からいふ、それは信用できる。最近のように幾多の団体その他の統制がきかないような、また自分の責任が持てないような群衆が入つて来ることも、これはやむを得ぬ。そういうものをみずからが拒否し、みずから責任を持つて統制するだけの實力とその組合の訓練とがあるかどうか。そこでどうして責任が持てないからといふので、団体にも相当軋轢が生じて、せつかくのメーデー祭典を二つにも三つにもわかれてやるようなことが地方にあることは御存じの通り。そこで組合の統制のきかない、あるいは組合以外の、あるいは学生の団体とかその他の思想の団体といふようなものが加つた場合に、ほんとうに自主的に責任が持てるかどうか。私が今申しましたように少数の、従来五十人、百人を一部隊として、その総指揮官として責任を持つてゐる、そういう少数の場合ならざるが、もう十萬、二十萬あるいは三十萬となりますと、その全体を見ることはどうしてできない。その場合これによりまして、責任者が全部この刑罰を受けなければならぬ。これは私はいへんことだと

思ふ。事實それができるといふ自信があれば、いや、これにはこういう方法があるといふのが、具体的にあつたら伺いたい。私は前後七回ばかりやつて、約一萬以上の争議、示威運動の総指揮官をして来たことがあります。ずいぶん苦勞した。それでも今申し上げましたような責任は持てた。私は、自主的にやるといふことのほんとうの自信と組織と、そういう訓練ができておれば、大いに信頼していいと思ふ。ところが最近の情勢は、人数が多いといふこと、日なお浅くして、あるいはまた、相手方の反動的ないろ／＼な政策が来るから、やはり感情的な反撥もあります。そういうことは私もまたよく理解できるのですが、ほんとうに自主的に責任を持つて行ける確信があるかどうかといふこと。またそれができなければ、こういう方法があるから安心しろ。私もこの法案は必要がないと思つておりますが、この二点、つまり自主的にやる自信があるかといふこと、労働争議について、屋外集會あるいは示威運動については三日以前に届出なければならぬといふことは、實質上、最近の争議形態からいって、できないことです。従つてその結果としては、争議権を本質的に否認する結果になるということが考へられるので、その二点だけ御意見をお聞かせ願ひたい。

○鶴岡参事 最初の、この法案は實質的なストライキの禁止であるといふ点には、まったく同感であります。たとえば現実に公安條例は、私が先ほど申し上げましたように、治安立法そのものが、この法案におきまして、最初に制定された目的からさらに拡張解

釈されて行くのが現状でございます。最初それは、屋外集會並びに集団示威運動等に限るものであつた。それがさらに許可制に改正せられ、さらにまた屋内集會までもすべてこれを適用されて行く。しかもその公共の場所といふ言葉につきましても、非常に広汎でございます。たとえば、工場の敷地内とか、あるいは官庁の構内にあるところの敷地、大規模の争議をやつております際に、争議が終了して、その報告会を持つ場合にも、これは屋外集會であるから七十二時間以前に届出るといふことになりまして、それは現実の問題としては、かえつてその失うところの法益が大きいのではなからうかといふ問題もあるわけでありまして、實際問題としては、大きな禁止的項目であるといふことを考へざるを得ないのであります。

次にいわゆる屋外集會とか、集団示威について責任が持てるかどうか、そのことについてであります。このことはやつぱり先ほど私が申しましたように、單に労働者の集まつてゐる姿そのものだけを見るのではなくして、やはりその當時置かれてゐる客觀的な社會的ない／＼な條件、あるいは政府の施策その他のものが、これに綜合して現われて来ると思つてございませう。前にも申し上げましたように、終戦後において、皇居前広場におけるメーデーは、第二十一回メーデーのごときは約五十萬集まつたといわれてゐる。その場合においては、ほとんど事故が起きなかつたはずであります。秩序整然として行われた。それが今年のメーデーにおきまして、メーデー終了後にあのような事態が起きたといふこ

とは、客観情勢が相当かわつて来ているといふことは認めざるを得ません。しかもその客観的情勢のかわつて来ているといふことにつきましては、單に労働者のみの責任ではない。明らかに政府の反動的な施策そのものが、労働者に対して大きな不安を興えていた。そのことがこのような事態を醸成し出して来ているといふことを認めざるを得ないのであります。そういうふうな意味におきまして、われわれは、いたしましては、しかしそのような場合におきましては、無用な暴力を振うような態度に出ない。従いまして、メーデーの当日におきましては、組織としてはあくまでも既定方針の通り、実行委員会の決定に従つて解散をする、極力その努力をいたしたわけでございます。しかもそれ以外の団体、あるいはまた一部の者がその後に行つた行動につきましては、われわれはつきり遺憾の意を表せざるを得ないのでございます。

○吉田参事人 大体今鶴岡さんからお話になりましたが、大衆行動の責任といふことについては、われわれも従来から若干の経験があるわけでありまして、今度のメーデーでも、あれがすなおに人民広場で行われておれば、ああいう行動は出なかつたはずであります。そういう問題がやはり前に存在していたといふことが、ああいう紛争を起す基になつております。従つてもしも、そういう取締法というふうなものがある、警察が全然干渉しないといふふうな場合におきましては、何を好んで集会の責任者が、そういう擾乱を起すような方向をとるでありまして、これはもう労働者の自主的な行為として、それ／＼責任を持つて、そして既定の行動をするといふことは、私は明言してよろしいと思つたのです。この点については、現在の段階、今のやうな非常に激しい対立、武装警官の包圍のもとに行われるような状態においてこそ、そういうやうな問題が問題になるのですから、そういうことのない場合における大衆行動の責任は、これはもう幹部に選ばれた者の当然の責任であるし、それができないやうな幹部になる資格がないのであります。そういう点では、たとひ十萬集まるうとも、二十萬集まるうとも、自主的に自分の行動を律し得るといふことを私は断言できると思ひます。

○大矢参事人 それから古山さんにちよつと尋ねたいと思います。警察制度で自治体、国警を通じて、例の公安委員会がありまして、その公安委員会がどうも最初われわれの期待しておつたやうな機能を十分發揮されてない。きのうも公述で問題がありましたが、それは努めて公安委員は警察に対する關係のない人、いわゆるしるうと、無経験者をもつて充て、またそれ／＼の同一の団体、政黨に加入しておる者では二人以上はいけないといふやうな制限がありまして、公安委員は主として治安あるいはまた犯罪検査、防犯に対しての警察の行き過ぎを監督するやうな立場にあるもの、いわゆる民主警察なり、自治体警察なり、住民の意思を代表して、警察の運営をうまくやつて行くといふことのために生れたのですが、それがどうも完全に機能を發揮してないといふところが、いろいろ一般から言われ、また今度の改正の動機にもなつたのではないか、こういうふう

考える。警察の長あるいはまた責任者からいいますと、公安委員といふものは至つて無力の方がいいわけですが、これははなはだ言い過ぎかもしれない。警察、民主警察といふものは、住民の代表である公安委員が中心となつて、そこで指揮監督あるいはまた運営をやつて行くのが、私は正しいあり方だと思ふ。そこで占領中いろいろ向うさんの指示監督がありまして、十分公安委員が機能を發揮できなかった。そのことがこの立案にあたつて十分考慮が払われていない。私どもの経験から行きますと、公安委員がいろいろなことをなそうとしても、それ／＼の地方のいわゆる連合軍からのいろいろな意見があつて、十分活動ができなかつた。例を私はよく知つておる。そこで占領下にあつた公安委員といふものと、新しい、自主的な、独立した日本の公安委員のあり方といふものは、おのずから違つて来る。そこでまだ十分民衆も、警察官も、公安委員も、警察のあり方といふものに対して、頭のきりかえがでなかつた。さらにこれをまた元のやうに返そうとする傾向を、われわれははなはだ遺憾としております。そこで公安委員のあり方、それから公安委員と警察長あるいはいわゆる警察の責任者との間に、もつとどういふやうな責任を擔當できるかどうか、という経験を通じて、具体的にこれは反対するだけではない、それは心配ない、こういうことをすれば、公安委員の機能を十分發揮できる、あるいは自治体警察と完全なことが出来る、あるいは自治体警察と国警の連絡、援助、応援に

ついては規定があるのだから、それを實質的に行へば横の連絡が十分とれる、それがどうして欠けておつたか、立案する人の動機も、そういうことかから来ると私は考えるので、その点について何か専門家の立場として御意見があれば、この機会にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○古山参事人 全般のことについては抽象的にしか申し上げられないわけですが、実は神戸市につきましては、手前みそではありませんけれども、比較的良好に行つておるといふことが、よその方面から言われておるやうな状況であります。その点は一つは、公安委員が非常に世間的に有力な、しかも公正な人であるという印象の人がすわられて、これが警察にも外部の話を持込んで来られる、あるいは警察の立場を話をするといふやうな際に、従来の警察官自身が言ふのは別な印象を興える。そういう何といひますか、警察と部外との間の円滑な一つの橋渡しをする、こういう点は有力に努めていただいております。私はかように見ております。それと實際の仕事の執行面におきましては、これは建前からもうなつておるのであります。が、非常勤の公安委員さんでありますので、一々のことはむしろやつていただかない方がいわけでありまして、これは何もまつり上げるといふ意味でなしに、むしろ公安委員の考え方と警察長の考え方とが、基本的にしよつちやうの話し合ひで一致して、それによつて警察が動いて行く、こういう線に歩いて行つております。それと公安委員会に考へております。それと公安委員会

起つて来る事象、これはどうもこのま
まじやいかぬじやないか、事はほか
で起るし、警察は何かその場所の場
で、あたふたするだけで、手ぎわのい
い締めくくりをしてくれぬじやないか
というふうな考え方が一般にあるので
はないか。私も、それはもつとも
だと思ひます。但しその際に、昔
はそういうことはなかつたが、現在は
こういう状況になるというところが、警
察の組織機構が昔に返れば、普通
なるのだ、こういうふうな早のみに
されることは、これは一足飛びじや
ないか。たとえて申すならば、法規
関係におきまして、昔は非常に警察に
都合のよい法規がとつておつたわけ
であります。それからあるいは運営に
つきまして、むしろ警察がある程度
のいわば拡張的な運営をやられて
も、世間も怪しむず、警察も特にこれ
は濫用して悪いことをしようと思つて
かかつておるわけでもない、こういう
状況、また逆に申しますと、破壊活動
的な運動が非常に制約されておつた
というふうなときは、これは警察の立場
でいえば、非常にやういふ態勢に置か
れておつた。現在ではそれが御承知の
ような状況で、法規的にも、形式的に
も、いふなん面で警察の仕事がやりに
くい状況になっております。このこと
自体がよい悪いという当否は、別に議
論しなければなりません。そういう
ことから、現在何か警備の上で、物
足らぬじやないかということが起るの
であります。それは制度を改正し、
人事を握りさえすれば解決がつくとい
う問題じやない。その点は最初に申し
ましたように、むしろ警察はこの線ま
では、公共の福祉のために、国家治安

のためにやりなさい、この線からはや
つちやいかぬぞというふうなことを、
法規的にはつきり言つていただく、そ
うしてその法規に命じた以外のこと
は、警察に期待なさるの、これはむ
りであります。法規以上のことをやれ
というところは、同時に経費の面にお
いても、それを十分やり得るだけのもの
をバツクして行くということが一番必
要であります。ただどうも昔の警察
が強力だつたときを考へまして、今
ごたすたはどうもおかしいというよう
なことから、何か機構を改正し、人事
を元にもどせばいいだらうというよう
な、一足飛びのお考え方があつたわけ
はないか。そういう意味で警察法の改正
について意見を申し上げたのでありま
す。

○八百板委員 古山さんにちよつと
尋ねたいと思ひます。御意見に
よりますと、警察法の改正は、單に
総理大臣に任免権を持つて行くとい
うようなことでは解決されないという御
意見でございますが、また自治警察の
一面あるのは、財政の面であり、費用
が、そこでこの費用を自治体だけでま
かなえないというふうな場合におい
て、どのような仕方が望ましいとお考
へになりますか、この点をひとつお
聞かせをいただきたいと思ひのであり
ます。

○古山参考人 これは私も深く研究を
いたしておりますので、思ひつきに
毛の生えたようなことになるわけであ
りますが、結局現在の地方自治団体
に、どういう形で財源を與へていた
だく、これが根本の解決方法だと思
ひます。従ひまして、たとえば税源をや

つていただくとか、地方財政平衡交付
金に對してしまつても、実際にその自治体
が警察のために必要な程度のものを算
定して、それだけのものが交付される
というものであります。それでも
よろしうございませう、または事柄
を限りまして、たとえば密輸、密入国
というふうなことでありますとか、あ
るいは今論じておられますような国家
の秩序を維持するというに直接関
係する、ことに国家的な色彩の非常に
濃いもの、そういう仕事についての自
治体の経費を、別わけて持つという
ような根本的解決方法もあると思
ひます。そういう点につきましては、い
づれが一番実現しやすいか、また都合
のいいものであるかということ、そ
こまで研究いたしておりますが、そ
ういふいろいろの方法によつて御解決
を願へばと思ひます。

○八百板委員 今警察法の改正に關し
て問題になりますのは、自治警察と
と国家地方警察との關係でございます
が、その点について、國警に自治体
を持つて行きたいというお考え、そ
ういふ方向で物をお考へおられる方は、
とにかく自治体と國警との間に横の連
繫がないために、管轄の区域その他い
ろいろ運営上問題があるというところ
を指摘せられておるのではありません。さ
らにまた自治体の警察は往々にして地方
ボスの支配のために、公正な運営がゆ
がめられるということも指摘されてお
るのではありません。従ひまして、横の
連繫が微弱である、この關係が不備で
あるということが、指摘されてお
りますが、そういうふうな点について、
それを肯定するような事例がありまし
たならば、ひとつあなたの方から答

えをいただきたいと思ひのでありま
す。

さらにまた、そういう問題に對し
て、どういふふうな対策が望ましいと
お考へになつておられるか、こうい
う点もひとつあわせて聞かせていた
たいと思ひのであります。

それからまた、さらに地方ボスの影
響を警察の運営の中に持ち込みやす
いという点でございますが、この点に
ついてはあなたが自治警察の場合のみで
なからうと思ひますが、自治
警の場合と國警の場合とを比較して、
自治警の方が一層地方ボスの支配を受
けやすいと言われております根拠、
そういうものについての御批判など
を、あわせてお聞かせいただきたいと
思ひます。

○古山参考人 國警、自治警あるいは
自治警相互間の連絡の問題でございま
すが、これは故意あつてどうこうとい
う話は別問題であります。その点は
私も特別に感得いたしません。ただ
しかしながらとにかく世帯が離れてお
りますれば、一つのことを連絡するに
も、一本の根から出るよりは、これは
最大限の力を盡しても、多少はさば
きがおそくなることは、事実あると思
ひます。ただ私どもの考へますところ
は、要するにそのわずかな連絡のお
れというものが、自治警制度を店じま
いせねばならぬほどの重大な支障があ
るのか、またそれほどの治安上の実
際の必要が起つておるのか、こういうこ
とを考へ合せて根本の結論を求めたい
と考へておるわけですが、私も自治警の
長でございませうけれども、これは実
際は進歩的な理想をあくまで迫るべきで
ありまして、ほんとうに現実の治安の

上から必要だということになります
ば、これはある場合においては、自治
警について首相が現に非常事態宣言
の際に采配をとられますように、自治
警察そのものについても検討せねばな
らぬということがあり得るということ
は、予想としては考へ得られるわけ
であります。それもしかしあくまで現
実のやむにやまざる必要によつて、進
歩的な行き方をチエツクして行くとい
うことに根拠を置かなければならぬ。
そういうことを考へなければならぬ
で、國警、自警間の連絡が悪いため
に、警備上どうこうという問題はご
いません。むしろ先ほど申しましたよ
うに、法規的にはつきりせぬので動
きがつかぬという点が、自治警の實際
の活動をふからしめておるのであり
まして、それがあたかも制度がかわつた
から連絡がとれぬというふうなこと
で、世間的に罪を負わされておると
いうのが、実情ではないかというふう
に、私としては考へております。

それからボス化の問題でございま
すが、これは自治体によりましては、あ
るいは多少そういうところもあるの
じやなからうかということも、私とし
ては話の聞くわけでありまして、具
体的につつましめて、これ／＼とい
う事例をあげるほどのものを私は持つて
おりません。結局これは、妙な言ひ方
になるわけでございますが、大きな自治
体になりますと、警察の方も大きい
のであります。その警察の世帯自体が
何かボスに振るまわされるということ
は、私はそういうことはほとんどあり
得ぬのじやないかと思ひます。小さい
自治体になれば、あるいはそういうこ
ともあり得るということは考へられま

す。しかしその場合におきましては、自治体の町にしましても、村にしましても、その村政、町政自体がボスに牛耳られるというような形であるわけでありまして、むしろそういった町政、村政全体の批判を——かりに警察がボス化されれば、村民、町民にもよく目につくわけでありまして、そういうところから、むしろかえつて町政、村政が刷新されるというふうなこともあつて、いいのじやないか。これは自治体であります以上は、自治体の運営自体にある程度責任がかかるわけでありまして、その点はやむを得ぬのじやないか。またその点が弊害はなはだしきに至りますならば、りくつは抜きにして、どうにか処置せねばならぬ。これは先ほど申しましたような意味ではあり得る、こういうふうに考えております。

○八百板委員 今の点、そういう弊害が、国警に一本化された場合には少いかどうかということについての御意見を、ちよつと加えていただきたいと思ひます。

○古山参考人 先ほど申し上げたつもりであります。一本になる方が動きは早いと思ひます。しかしその動きを早くせねばならぬほどの支障は、現在私どもとしてはないと考えております。むしろ警察制度の民主化、自治警察の創設、こういった方向に向いつつあるものを、働きやすからしむることを考えることによつて、問題は現在では解決がつく、さうに考えておるわけでありまして、これを捨てておる方向へ物事を考えるのは逆じやないかというふうに考える次第であります。結局この問題は、たとえば民主主義の政治自体が——

体が——かりに独裁政治というものを考えますれば、独裁主義の方が手取り早いわけでありまして。しかし民主主義政治自体は手取り早くなく、もう一つうつとしいようでありまして、そのこと自体がむしろ非常に意味のあることでありまして、結局どうしてもこれでいかにぬき出すことがわかるまでは、むしろそれを守らなければいかぬものだ、私はかように考えております。そういう意味から申しまして、やはり現在では一本化せねばならぬほどの治安上の必要は私どもとしてはない、むしろ民主主義警察の方向に、それができるだけ動きやすい方に行くのがほんとうである、かように考えております。

○立花委員 古山さんについてお尋ねいたします。古山さんのお考え方は、非常に進歩的なお考えだと思ひます。民主警察の方向を強化しなければならぬというお考えであり、従つて警察法の改正には反対の立場をとつておられるのであります。それで古山さんの御意見の中に、警察が任務が遂行できないのは、明確な警察のやるべき仕事のこの線までという規定がないからだと言つておられると思ひますが、古山さんのような考え方で行く、民主警察を拡張し、発展さすという考え方でお考えになつておられる、この線までというものは、一体どういふものかということ、を、ひとつ承らしていただきたいと思ひます。

それから古山さんはそういうことを法律にでもきめるとおつしやつておられますが、そういうふうなことが現在の国会の狀態等をながめまして、はたして古山さんのような進歩的な警察制度の意見をお持ちの方の望むようなものが、生れ出る可能性を考えておられるのかどうか、この点をひとつ明白にしたいと思ひます。現在こ

こに出ておられますのは、あなたが反対なさつておられる警察法の改悪である。こういうものを出しておる現在の政治情勢において、あなたのような民主警察の拡張というふうなことに役立つような法案ができるとお考えになつておられるのかどうか、この点をあわせて伺いたいと思ひます。

○古山参考人 実は集團示威運動等の秩序保持に関する法律案の方は、賛成意見を申し上げたのでありまして、その点あれであります。結局私も警察として、法に命ぜられたところのものを忠実に執行する、その範囲でさらにわれわれが常識をもつて適当な運営をする、ということが、必要であります。その線そのものは結局つまるるところは、国会が法律でつくつていただくことが必要である。その線というものは、これはやはり情勢によつてかわるものだと私は考えます。個人の自由の尊重ということとは、どこまでも必要なことでありまして、これは民主政治の基本だと思つております。同時にそれを主張する者は、他の個人の自由の方にぶつかるというときが来ますれば、これは何らかの調整をしなければならぬ。一人の自由と他の多数人の自由がぶつかり合つとき、これが自由と公共の福祉——公共の福祉の方はもつと広い意味がありまして、自由に関する限りはぶつかり合つ、そこでこれをどうするかという問題が起るのである、これはぶつかり合つ情勢次第で、どこへ

線を引くかということが必要になつて来るわけでありまして、その点をこつとやつて国会で慎重審議して御審議を願つておるのだと私はかように考えております。

○立花委員 警察法の改正には反対であり、集團示威運動の法案には賛成であるというところの中に、大きな矛盾があるのではないかと申すのです。警察法の改正に反対だと言われるのは、ほんとうは進歩的な考え方でなしに、一つのセクショナリズムから、出発しておるのではないか。本質は集團示威運動の法律案に賛成というところに暴露されておるのではないかと申します。のは、神戸にも血を流してつくられたのは、公安條例があるはずで、あれはまったく京都のやつと敷写しなんです。ところがその京都の公安條例に對しましては、京都の裁判所で憲法違反の判決が出ておる、違法かつ無効であるという判決が出ておる。こういうものに対しては、これをさらに拡大して参ろうというふうな法律案に賛成だと言ふことは、これは進歩的な民主警察を推し進めて行くと言われる態度からは出て来ないのではないかと。この点の矛盾をどうお考えになつておるか。ただこれは国会でつくつたからそれに従ふばいいので、ただ警察というものは黙つて従つておればいい。その限界さえ明確になればいいのであつて、その限界がよからうと悪からうとそんなことはおれたちは知らないのだ、ただ番犬としての役割さえ果せばそれでいいのだ、線さえできればそれでいいのだというふうな考え方はなか、あるいは立場上これに對する反対の意見が述べられないのか。これはほ

んとくに必要なので正しいものというふうにお考えになつておられるのか。これは最初申し上げておりますように、共產党だけが反対と言つておるのではなく、日本の裁判所がはつきり憲法違反と言つておる法案なんです。しかもこれを全国的に拡大するやうな反動的な法案なんです。こういうものになぜ賛成と言われるのか。あなたの理論の中に首尾一貫しないものがあると思ひますので、この点をひとつ明白にしたいと思ひます。

○古山参考人 私自身としては一貫しておるつもりであります。結局は進歩的な方向はどこまでも追わなければならぬ。しかしながら現実の必要によつてやむを得ざるところは、お互いの自由のぶつかる調節のために線を引かなければならぬ、そういうことの一貫した考え方の場合には、この警察法の改正に關しましては、それだけ進歩的な行き方はあつても、それだけの現実の必要を認めない。逆に集團示威運動等の秩序保持に関する法律案の方に對しましては、正直な話、何でもない人までが申請書を出し、あるいは許可届出書を出さなければならぬということとは非常なめんどうなことでもあり、なくては済めばない方がいふことなどあります。しかしながらこれまでの集團運動の現われ方に向しましては、そういう人にごめんどうをかけてでも、この程度のことにはする必要がある、しなくちゃならぬ。逆に私もかように考えますので、これに賛成をしておるわけでありまして。

憲法違反云々の問題がございましたが、これは私個人的な見解といたしま

しては、これは神戸市の公安条例が出る際にも、もちろんそういうことは問題になりまして、憲法違反にあらずという確信を私としては持つておりますけれども、それは争いがある問題であります。ただそういうことが地方の條例と地方の裁判所でもつてやつさる言つておるといふこと自体が、私から言へばおかしいのでありまして、これはもつとこういうものこそ総理大臣の指示というふうなことで、むしろ日本の政府として、国としてはつきりきめてほしい、そういうためにはむしろこの法律が審議されて通ることではないか、私はかように実は考えておるのであります。

○立花委員 私メーデーのときに神戸におりまして、あなたの警備ぶりを拜見させていただいたのですが、あのときは東京の場合と違ひまして、事故はほとんどなかった。しかもその原因は警官が武装警官を第一線に出さないで、デモの大衆から目の届かないところに待機させておつた、だから警察がデモ隊を挑発しなかつたということ、神戸では問題がなしにメーデーが終つたわけなんです、そういうふうなメーデーに対しては、取締りのいかによります問題が起らないで済む場合がある。ここにも問題になつております集団デモ等に対しては、必ずしもこれが問題を起こすといふことは決して言へませんので、むしろこの場合の問題は警察側の挑発から起つておるといふ場合が多いわけなんです。私はそれを神戸のメーデーのあなたの警備で痛感したわけなんです、そういうことが起る可能性がある場合

に、なぜこういう占領下に向うの命令によりましてつくられた公安条例を、占領終了後の独立いたしました日本で、なおさらに拡大強化してつくなければいけないかといふところに、大きな問題があるのではないかと、なぜか、ああいうりつぱな警備をおやりになつたあなたが、問題の起らないように集団デモを指導し得る能力のあるあなたが、なぜこういうふうな公安条例の拡大強化に賛成されなければいけないか、これは非常に問題だと思つたので、その点をひとつ明白にしていただきたいと思ひます。

○古山参考人 神戸のメーデーは幸いに事が起らないで済みましたが、しかし神戸においてもいふん事が起つております。その後においとも五月三十日に起つております。そういう場合に事なかからしめる上から申しまして、私どもの方は警備につきましては一貫した方針でやつておりますが、場合によつては事が起る、場合によつては事が起らない。これは対象次第でありまして、私どもの方が特にひつ込めたから事が起らなかつたとか、あるいは出し過ぎたから事が起つたとかいふ問題ではないかと考えますし、結局お互いがそういうことについて理解を持つて、やりやすいといふことは神戸市に公安条例があるから、私は、事なかからしめる上から言つてお互いの都合がよいのだらう、こういうふうな考えがおります。メーデーの際も総評の主催者の意思に反しまして、自由労組が順番を狂わせて中に割込んで来たといふふうなこともあつたようでありまして、私どもは警察が出る事態がなければな

しに、そうあることを願つておるわけでありませうけれども、警察が出なければならぬような情勢になりますれば、これはほつておくわけには参らぬ。こういう線度で常によつておるわけでありませう。

○立花委員 神戸の場合は公安条例があるから問題が起らないと言われまが、これは取締られる方で泣き入りしているのです。実は私も泣き入りして一人、神戸には公安条例によりまして、七十二時間前に届けなければならぬ、七十二時間前に届けなければならぬ、従つて私は地元へ帰りましても、国会報告演説会すら持てないわけなんです。国会の都合で四、五日前から電報を打つて準備するわけには参りませんので、帰りましてすぐ演説会をやろうと思ひましてもできないのです。これはまづたく演説会すら禁止的な状態にありまして、そのために泣き入りしているから事故が起りませんので、必要やむを得ざる場合の集会をやらうと思ひますれば、公安条例があるから問題が起るということは、当然私は出て参ると思つたのです。そういうことをひとつ考えておいていただきたいといふことを、最後につけ加えておきたいと思ひます。

次に鶴岡さんにお尋ねしたいと思ふのですが、鶴岡さんの方の都労連では公安条例に対してどういふお考え、態度をお持ちになつておられるのか承りたいと思ひます。

○鶴岡参考人 提出されております法律案に対して、先ほど私が述べましたように、同じ立場からやはりわれわれはこの公安条例につきましても、最初制定される当初から反対したわけでありませう。そしてわれわれの代表で

ありますところの都議会の議員各位には、それ／＼その趣旨を陳情し、さらにまた請願を出す、そういう形でもわれわれの意向を十分反映させたつもりでありましたが、しかし遺憾ながら通過してしまつた。その後さらに改悪されて来ている。このようないふことにつきまして、昨年公安条例反対期成同盟でございまして、かの直接請求があるわけでございます。これにつきまして、われわれ／＼同じ趣旨に立つものであります。都議会に對し撤廃の請願書を出しておるわけでございます。

○立花委員 今回のメーデーにおきまして虐殺されました高橋君は、都労連の組合員だと思ひますし、しかもその虐殺の直接の原因になりましたのは、やはり公安条例による弾圧が原因だつたと思つたわけなんです。その場合に、公安条例に反対しておられます都労連が、公安条例の犠牲になつて倒れました高橋君に対して、どういふ態度をおとりになつておられるのか、承りたいと思ふ。

○鶴岡参考人 確かに一日のメーデーにおきまして、都労連参加の組合員であります高橋正夫君が死亡いたしました。これは検死の結果、立会人の証言等もありまして、明らかに背後からピストルで撃たれておる。これにつきまして、都労連といひまして、また直接の組合でありますところの都職におきまして、真相調査をいたしました結果、本人はメーデーの当日われわれの都労連が日比谷公園で解散した、その後において一旦職場に帰つてゐるのでございます。従つてその後個人的に参加したのであるから、われわれは組織的な行動としては認めるわけにはいかない。しかもわれわれは当日、もちろん基本的には皇居前広場は、当然メーデーの会場として貸すべきである、これは使用するのが正しいのである、こういう見解に立つておりますが、しかしながらその当日の状況からいたしまして、相当な事故が起るのではないかと、その不測の混乱を、われわれが組合の責任者として、組合員多数をその中に動員するといふことはとてもできない、組合員に対して責任は持てない。そのような事態から考えまして、これには参加してはならないわけでございます。従つてそういう立場からいたしまして、われわれは高橋正夫君については、まことに哀悼の意を表しましたが、しかしながら組織行動によるものではない、このように考えておるわけでございます。なお公安条例との関係でございますが、その問題につきましては、直接それが発動されたのは公安条例だ。従つてそれが悪法である。悪法である点においてはかわりはないと思ひます。しかしながら当時の状況からして、はたしてどちらが正当であるかといふことにつきましては、われわれ／＼には目下のところ判断がつかないのです。確かに一面においては、明瞭に会場の禁止ということが大きな事故の発生する原因になつたでありましようし、また同時に、政府の一連の反動的な政策が、労働者をしてそこまで至らしめておるといふことも否定できない。しかしながら直接にそのような暴力的な行動に出ることが、安当であるかといふなにかについては、われわれ／＼としては見解を異にしてゐるわけでございます。

○吉田委員長代理 ちよつと立花君に

申し上げます。大体質疑は五分間程度にお願いしております。さよう御了承願います。

○立花委員 私もかつてあなたたちと同じ組合におりましたものといまして、高橋君の遺族に對しましては限りなく不満を感じるものであります。が、組合の方で組織的に参つたのではないから、組織的に彼に對する哀悼の意が表せないのだというように感じました。私は、私も何か物足りない感じがするわけなんです。あなたの言葉の中にもありましたように、広場の使用の要求が完全に正しい。しかもその広場の使用の要求は、形の上での決議等とはちがうとして、東京都の労働者全大衆の要望であつたことは間違いないわけなんです。しかも正しい要求、全大衆的な要求、これに従ひまして高橋君が個人的にしろ出かけて参り、しかもあなたの方が反対されてる公安條例の直接的な名によつて虐殺されておるといふ場合には、これは少くとも民主団体としては、もつと明瞭な意思表示をやるべきではないか。これこそ組合の基本的な方針を正しく宣明せられて、公安條例あるいは集團テモ取締法等に對する政治的な評価を強く裏づけるものではないか。こう思うわけなんです。これは法案を離れましての意見になりますので、お聞きおき願うだけでもけっこうだと思ふのですが、御答弁があれば伺つておきたいと思ひます。

それから時間の關係で吉田さんにつ最後におきたいのですが、公共の福祉といふことを理由といたしまして、基本的な人権を侵害しようとしているのですが、公共の福祉とは一体

何だ。私も考えておるところによりますと、憲法に従つて、憲法に許された集團デモを正々堂々とやることこそ公共の福祉であり、公共の福祉を確保するものだと思うのですが、この法案によりますと、それを制限することが公共の福祉を守ることになると言つておられますが、その点の基本的な考え方を最後に明白にしておいていただきたいと思います。

○鶴岡参考人 ただいま組合としての態度を明瞭にということでございますが、先ほど申し上げたつもりでございますが、なお重ねて申し上げておきます。

当日高橋君があそこに参りましたことにつきまして、さつき申し上げた通りでございます。これにつきまして組合の統制上、また組合が一つの組織力としてその行動をとる場合にはおきましては、やはり組合の決定に従ひ、また組合の決議により、その意思によつて行動するのが組合の行動でございます。従ひまして当日われわれはあの会場に参りますならば、相当の混乱が予想されるのではないかと考えられまして、これに参加しなかつた、むしろわれわれはそれに対しては阻止をした、こういう立場にあるわけでございます。従ひまして組合につきましましては全員あの会場の日比谷公園におきまして解散をし、しかも職場に帰るようということを伝えておるわけでございます。そういう立場からいたしますと、その後の個人組な行動につきましましては、組合としては責任を負うものでないということでございます。しかしながら御本人はすでに死亡をいたしました。しかもあのような

死に方をいたしておりますので、都府連といたしましても、葬儀その他につきましてはこれに参加し、哀悼の意を表しておるわけでございます。その点は組合の組織行動とのけじめは、はつきりいたしておるつもりでございます。

○吉田参考人 公共の福祉というのは、公共でありますから多数を意味するといふふうに私も考えております。憲法におきましても国民が主権者であるということがはつきりされておりますので、この場合の公共の福祉は、一部の資本家のためや特権階級のためにこれは云々さるべきものではない。公共といふ場合におきましては国民の多数、特に日本の経済を背負つて立つ労働者の行為といふものを尊重するべきである、こういうふうに考えております。

○吉田委員長代理 大石ヨシエ君。○大石(ヨ)委員 古山さんに私はごく簡単にお願いしたいと思ひます。第一点は國警と自警との連絡が非常にうまく行かぬとおつしやいました。が、どの点が國警と自警がうまく連絡がつかないのか、それが一点でございます。

第二点は、そういうふうに國警と自警が連絡がうまく行かないのであれば、各府県単位にして、京都府なら京都府、兵庫県なら兵庫県、それを一つの自治警にしたらどうであるか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○古山参考人 連絡の点につきましても、何か連絡が非常に悪いように私が申したようにお聞きとりでしたら、その点は特別に連絡の悪い点はない、同じ

じ精一ぱいやつても、たとえば一箇所に連絡するよりは、五箇所に連絡しなければならぬといふことになりまして、五箇目のところが遅れる、卑近に言へば、そういう例のように、相手がたくさんありますと、つい全体の連絡が一つのときよりも遅れがちになる、こういう意味で申し上げたのであります。特別に連絡が悪いといふふうにして、特別に連絡が悪いといふふうにして、私は考えておりません。それからもう一つの点でございますが、これは根本の大きな行き方としましては、たとえば今の小さい自治警がそのままある方がいいのか、あるいはそういうところの方がいいのかといふようなことは、これは大きな検討を要する問題だと私も考えております。ただし今ここですでにちやがよいといふ結論に、達したといふふうには申し上げかねますが、これは大いなる検討を要する問題である、かように考えております。

○大石(ヨ)委員 それで各府県ごとに一括して、一つの自治警にした方が、あなたはよいと思われませんか。あなた個人の意見を私は聞きたいと思ひます。あなたが公の立場でなくして、あなた個人はやはり小さくした自治警がたくさん集まつておるのがいいのか、それとも兵庫なら兵庫、大阪なら大阪、京都なら京都、これを一括した一つの府県単位の自治体警察にした方がいいか。それは公の立場でなくして、あなた個人の立場を私は聞きたいと思ひます。

○古山参考人 この点は、私は自治体警察は、現在の國情においては残すべきものである。相当規模の都市警察は、これは今のままでけっこうである。それ以外の小さな自治警については、現在でも多少問題はありましようから、これを府県単位のものととりまとめるというところは、あり得べき構想だと考えております。しかしその場合におきまして、地域警察は自治体警察になつてしまふ。それで特殊部門の仕事は國家警察が握つて行く。その部門については自治体警察を指図するのだ、こういう形になりまして、ほかの点まで関連して解決がつかなければ、單に府県警察だけがいいとは、簡単に申し上げるわけには行けません。たとえば經費の問題にしても、自治体警察はつくつたものの、金を出す方は、自治体警察をつくつただけのねらいのようには、うまく行つておらぬというわけでありまして、たとえば府県警察をつくつてみたところで、そういう諸般の情勢がそれに伴うように総合的にでなければならぬといふふうなこともあり得るわけでありまして、そういうことは、私は結論的にどつちがいいということ、私は私見としてもまだ持つておりません。ただ一つの大きな検討問題にはなり得るといふふうには考えております。

○吉田委員長代理 それではこの際委員長として、一言参考人の方々にお願い申し上げます。

参考人の方々には、非常に熱心に参考意見を開陳せられ、委員会といたしまして、非常に参考に資する御意見を賜ることができましたことを、委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。当委員会といたしまして、今後の審査に、参考人各位の貴重な意見を反映し、国民の期待にそむ

かざるよう、なお一層の努力を傾けるつもりであります。御多忙中貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

それでは暫時休憩いたします。午後二時半から再開いたします。

午後一時四十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

参考意見 植松 正

一、警察法の改正に関しては、原案賛成

理由

警察分権のことは、日本のような小領土においては、アメリカ並にはいかない。アメリカ流に作られた現行制度は適切でない。中央集権的にして、機能を十分發揮させる方がよい。従前中央集権に伴って諸種の弊害があつたことは認められるが、それは是正可能であると思はれる。殊に、旧時の幣は、單に中央集権制であつたことに由来するものではなく、行政執行法、違警罪即決例等の法令が存在したこと、衛生、建築、労働、産業等の諸分野にわたる強大な行政警察権を持つていたことに由来する点が多かつたことを思へば、今、中央集権化することが直ちに旧時の幣をそのまま繰り返すものと断ずるわけにはいかない。

公安委員会の権限が縮小され、内閣総理大臣の権限が拡張されることについても、根本的に公安委員会制度に関するアメリカにおける批判の行われている事実を徴するときは、

この制度を大いに維持保存しなければならぬものとは考へられない。首都警察については、イギリスの例もあり、わが国についても、警察法四條二項七号所定の事務の管掌からいつても、国家地方警察に委ねるのをむしろ適当と考へるくらいである。従つて、特別区の存する区域における自治体警察の警察長の任免権を、内閣総理大臣の掌中に収めることには、異議を持たない。

二、集団示威運動等の秩序保持に関する法律案について、この種の規律を條例よりも法律にすることに賛成であるが個々の規定に関しては、多少異議がある。

理由

條例よりも統一のとれた、しかも整頓した法律に改めることには賛成である。

一條、二條等は大変よくなつてゐる。殊に許可主義をやめて届出主義に統一するのは、憲法の精神に叶つていてよいが、内容を見ると、「届出」と称しながら、実は「許可」と選ぶところのないような規制が加えられてゐる。これには賛成しかねる。許可と届出とは、單に形式的區別があるに過ぎないような規定のしかたをすべきではなく、その精神の相違を考え、集団示威運動等の自由を確保するようにしなければ、折角「届出」主義にする甲斐がない。見様によつては羊頭狗肉の感があるから、全体をもつと干渉の少ないものにすべきである。

四條に届出の受理を規定して「不受理」を予想していることなども、その感を深くさせる規定である。所

定の事項を單に届け出さえすれば、集団示威運動等が自由にやれるようにしなければ、届出主義にした趣旨が没却されてしまう。

(1)受理は單に所定の届出のあつたことを確認するだけの趣旨であるから、四條のように七十二時間前に受理しておきながら、その後四十八時間も経過するまで(二十四時間前まで)に受理通知をすればよいというのは、不当である。そんなに手間取つて決するのは、許可主義ならともかく、届出主義としてはおかしいことである。

(2)六條四号は干渉が少し強すぎる感じがある。削除できるなら削除したいところである。

(3)九條三項一号のように單なる参加者まで罰するには当たらない。

(4)同條項第二号の虚偽届書等の提出者は、もつと重く処罰してもよい。

二項の者と等しい刑にしてもよい。

(5)用語として、五條一項「届出を補正する……」は「届出事項を補正する……」と修正すべきである。

昭和二十七年六月十四日印刷

昭和二十七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局